

平成 26 年度国別ジェンダー 情報整備調査モザンビーク国 最終報告書

平成 27 年 2 月
(2015 年)

独立行政法人国際協力機構（JICA）
株式会社日本開発サービス（JDS）

基盤

JR

15-034

本報告書は、JICAが株式会社日本開発サービスに委託し、平成26年10月から27年2月までの期間に実施された文献調査及び現地調査に基づいて、JICAが当該国で援助を実施する上での参考資料として作成されたものです。記載されている全内容はJICAの公式見解を反映しているものではありません。

要 約

モザンビーク共和国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み	
モザンビーク共和国における女性の概況	
(1)	1992年以降、モザンビーク共和国（以下、モザンビーク）は目覚ましい経済成長を遂げている。一方その成長の恩恵は、未だ国民一人一人には行き渡っておらず、特に女性は低い識字率や、高いHIV感染率に加え、貧困ライン以下で暮らす人口の割合が男性より多いなど、人間社会/経済開発面で影響を受けている。伝統文化による男性優位の考えが強く、女性の大半は自給自足農業と家庭の重労働に従事しており、発言権や社会参加における制約がある。また、重婚や早婚、低就学、低識字、高いHIV感染率など様々な面で困難な状況に置かれている。
(2)	モザンビークでは、北部、中部及び南部という地域間で民族や生活、慣習が異なり、ジェンダーもその影響を受けている。南部では、出稼ぎ労働で男性が不在であることから、他地域よりも女性の社会・経済進出が進んでいるが、高いHIV感染率が障害になっている。北部では、保守的な伝統文化が根強く、女性の社会・経済進出が他地域より遅れている。
(3)	モザンビークにおける女性の政治参画率は世界各国と比べても非常に高く、国会議員の約40%を始め、地方議会や行政幹部においても女性が占める割合は高い。政府は、省庁におけるジェンダーユニットの設立、法律の改定、国及び省庁レベルのジェンダー政策の策定などジェンダー平等に向けて取り組んでいるが、実施において課題は多い。
(4)	社会におけるジェンダー不平等と男性優位の考え方が未だに支配的であり、女性への暴力は蔓延している。近年、法律、政策及びシステムは改善されてきたものの、暴力に対する男性の根本的な考え方が変わらない限り、状況の改善は厳しいのが実情である。
ジェンダーに関するモザンビーク政府の取り組み	
(1)	1995年に北京で開催された第4回世界女性会議以降、モザンビークでは政府のジェンダーに関する政策や組織作りが前進した。政府は、2002年以来、女性の地位向上国家計画（National Action Plans for the Advancement of Women）やジェンダー政策と実施戦略（Gender Equality Policy and its Implementation Strategy）を策定し、ジェンダー平等化に取り組んできた。
(2)	ジェンダー政策と実施戦略では、女性の地位向上とエンパワーメントを掲げ、(1) ジェンダー平等に関する啓発、(2) ジェンダー主流化の為のコーディネーション強化、(3) 北京行動綱領で定められた優先行動の実施とモニタリングの向上、(4) ジェンダーと暴力における被害者へのすべての面におけるサービス向上の4つの具体的目標を打ち出している。
(3)	2004年に制定されたモザンビークの新憲法には、35条に差別のない（性別含）普遍性、36条にジェンダー平等が、122条に女性の政治、経済、社会、文化すべての面における参加及び役割並びにエンパワーメントが明記されている。
(4)	その他のジェンダーの関連した法律も徐々に改定されており、2004年の家族法改定及び2009年の家庭内暴力に対する法律制定を始め、女性の権利尊重に不可欠である刑法の改定も2014年12月現在、最終段階に入っている。
ナショナル・マシナリー	
(1)	ナショナル・マシナリーの要は女性・社会福祉省（Ministry for Women and Social Action – MMAS）であり、2000年に設立された前身の女性・福祉調整省（Ministry for Women and Coordination of Social Action）から2005年に現在（2014年11月の現地調査時点）の名称に変更された。なお、2015年1月に立ち上がったニューシ新政権における省庁改編により、ジェンダー・子供・社会福祉省が設立され、ジェンダーに関する政策を担当することとなった ¹ 。

¹ 本報告書の現地及び文献調査は、新政権の誕生及びそれに伴った省庁改編前に実施された為、本報告書においては、前身の「女性・社会福祉省」に関する役割及び組織について言及する。

(2) 省内では、女性局（National Directorate of Women-DNM）がジェンダー政策のアドバイスやジェンダー主流化のファシリテーションの役目を担っており、同局は女性・家族部（Department for Women and Family）とジェンダーと開発部（Department for Gender and Development）の2部署から構成されている。 (3) 2004年には、モザンビークのすべてのセクターにおいて、ジェンダーを組み入れた政策策定と実施を促進する組織として国家女性地位向上評議会（National Councils for the Advancement of Women – CNAM）が設立された。女性・社会福祉省からは独立した組織であるが、女性・社会福祉省大臣が座長を務め、他の省庁、市民団体、並びに民間企業がメンバーとなって構成されている。 (4) 議会では、ジェンダー・社会・環境委員会（Commission on Gender, Social and Environmental Affairs）、女性議員局（Bureau of Women Members of Parliament）、政府・議会女性ネットワーク（Network of Women in Government and Parliament）、女性コーカス（Women's Caucus）がジェンダー平等に関して取り組んでいる。州レベルでは、州女性・福祉局（Provincial Directorate of Women and Social Action）と州女性地位向上評議会（Provincial Councils on the Advancement of Women）、郡レベルでは、郡保健・女性・福祉事務所（District Services for Health, Women and Social Action）と郡女性地位向上評議会（District Council on the Advancement of Women）がそれぞれ女性やジェンダー平等の業務に従事している。
主要セクターにおけるジェンダー状況
教育分野
(1) 2012年から実施されている教育戦略計画（Education Strategic Plan 2012-2016）は、(1) アクセスと就学の継続、(2) 教育の質：生徒の学習向上、(3) 組織能力の向上、の3点を優先課題とし、国の五カ年開発計画2011-2014を踏まえて、ジェンダーをHIV/AIDSと同様に横断的に取り組むべき分野と位置づけている。 (2) モザンビークでは、2004年からの7年間で初等から高等教育のすべてのレベル（特に中等教育）における生徒数が大幅に増加²した。女生徒の割合が1.8%から6%の幅で増加³したことは、ジェンダー平等に向けた教育システムの改善の成果が一部現れていると考えられる。しかし、女兒の就学率や修了率には地域間の格差があり、その根底には生活文化による制約及び女性に対する価値観の違い、並びに早婚や妊娠による中途退学というような背景がある。 (3) 政府は女性の職業及び技術教育へのアクセス改善を重要視し、一部又は全額の奨学金や衛生用品を支給する等、女生徒の増加に努めている。 (4) 女性の非識字率は、過去10年で10%以上減少したものの、2013年においても依然として64%⁴を超えており、男性より30%以上高く、特に北部においては、他地域と比べて男女の非識字率に格差がある。政府は、成人識字及び教育戦略（Strategy of Adult Literacy and Learning in Mozambique 2010-2015）に基づき、若者及び成人、特に女性と女兒の識字機会を増やし、非識字率を下げることを目標に掲げている。
保健医療分野
(1) 現在、実施中の保健セクターにおける戦略計画2014-2019（Strategic Plan of the Health Sector PESS 2014-2019）では、「ユニバーサルヘルスカバレッジ⁵」をビジョンとして掲げており、地方分権化を軸にした保健医療システムの改善、そして妊産婦死亡率及び新生児死亡率の改善やHIV/AIDSを含む感染症や慢性的な栄養失調の軽減を優先課題として、質の高い医療サービスとそのアクセスの向上に取り組んでいる。 (2) 保健省は、2009年以降「保健セクターにおけるジェンダー平等戦略」を実施しており、ジェンダー・フォーカルポイントの任命や保健関係従事者へのジェンダー知識強化、性別デ

² Republic of Mozambique, *Education Strategic Plan 2012-2016*.

³ *ibid.*

⁴ Republic of Mozambique. 2014. 'Beijing+20: Mozambique Report on the Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action.'

⁵ 「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる」こと（JICA ウェブサイトより引用（http://www.jica.go.jp/topics/notice/20130725_01.html））。

一タの取り入れに取り組んできた。 (3) モザンビークでは、2013年の時点で妊産婦死亡率（出生10万人に対する死亡率）が480と高く、妊娠中及び出産時のケア不足に加え、危険性の高い十代の出産も理由の一つに指摘されている。2013年の報告書⁶によると、同国で18歳までに出産する女性は42%に達しており、特に、北部においては、早婚や初性交渉の年齢が他地域に比べて非常に低い。 (4) モザンビークにおける2013年のHIV感染率は、10.8%と世界における平均値（0.8%）から見ると依然として高いが、2007年の11.3%からは若干改善がみられる。更に女性の感染率は男性の感染率より圧倒的に高く、全国で最も感染率の高いガザ州では、女性の感染率が29.9%にも上っている。特に複数パートナーとの性交渉の蔓延、避妊具の低使用率、頻繁な移動及び移民（特に南アフリカ共和国（以下、南アフリカ）への労働移民）などが原因の根底にある。	
農業・農村開発分野	
(1) 農業セクター開発戦略計画（Strategic Plan For the Development of Agriculture Sector –PEDSA 2011-2020）においては、横断的分野としてジェンダー平等や女性の役割向上を掲げている。 (2) 2005年以降、ジェンダー・フォーカルポイントの任命や「農業セクターにおけるジェンダー戦略」（Gender Strategy for the Agriculture Sector 2005）の策定が進められ、戦略では、性別に関わらず農民が生産資源や利益にアクセス及びコントロールできる平等な権利及び機会を保障している。また、普及サービス・研修、技術、資金、マーケットにおいても同様にジェンダー平等を推進・改善することを謳っている。 (3) モザンビークの女性の90%近くが農業に従事しているが、そのほとんどが自給自足農業や家族で行う零細農業への労働参加であり、資源、技術、資金、マーケットなどへのアクセスの欠如、並びに家事の役割負担から、収入に結びつく農業分野の経済活動に従事することが男性と比べると難しいのが現状である。 (4) 女性の農業従事者が多いにも関わらず女性の農業普及員は未だに少なく、2011年で全普及員に占める女性の普及員の割合は11%であった。これは、主に農業学校への就学が男性より困難なことや（2010年の報告によると女子生徒数は20%）、地域特有の文化による制約もあると考えられる。 (5) モザンビーク国憲法、家族法及び土地法によると、女性は男性と同等の土地使用権を持つことができる。しかし、1966年のポルトガルの相続民法や慣習的な土地の使用が未だに有効で、また、女性の非識字や情報へのアクセスの欠如が障壁となり、女性が登記された土地使用権を持つケースは限定的である。	
雇用・及び経済活動分野	
(1) 2007年に改定された労働法は、男女の雇用均等を原則として、セクシャルハラスメントを含むハラスメントが反則行為であること、産休・授乳休憩を認める条項が含まれているものの、女性の実際のニーズに対応するまでには至っていない。 (2) 2005年まで女性は男性の許可なしにはビジネスができなかったが、2005年の商業法の改定により、公には女性も自分名義で会社（事業）の登録、ローンの利用、そしてビジネスを営むことができるようになった⁷。 (3) 女性の95%以上が単純労働（農業・非農業）に従事しており、そのほとんどは自給自足農業あるいは家族が営む零細農業である。女性の資源や土地へのアクセス及びコントロールに制約があり、商業的農業に従事出来る女性はごく僅かである。 (4) 北部では、宗教及び文化的制約からあまり家庭外と接触のない自給自足農業に留まる女性が多いが、南部では、出稼ぎで不在の男性に代わって小規模な換金作物の栽培やインフォーマルセクターでのビジネスに携わる女性もいる。また、都市部、農村部によっても女性の経済活動における役割が異なる。	

⁶ UNICEF, *State of the World's Children 2013 Statistical Tables*.

⁷ Associação das Mulheres na Comunicação Social 他 8 団体, 2007. Republic of Mozambique, 2005. SIDA, 2007. USAID, 2014. Mozambique SPEED, *Gender Integration Report*.

- (5) 金融へのアクセスの欠如は、女性がビジネスに携わるうえで大きな壁であるが、近年は徐々に女性を対象にするマイクロファイナンス機関や銀行プログラムが増えてきた。しかし、首都や都市部以外の女性にとっては、未だ機会も情報も限られている。

モザンビークにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

(1) 地域文化に応じたジェンダー平等への配慮

モザンビークの特徴の一つに北部・中部・南部という地域毎に異なる伝統文化や経済発展状況が存在し、その違いに伴ってジェンダー関係もかなり異なる。事業実施に当たっては、対象地域におけるジェンダー状況の分析、地域に対応したジェンダー主流化を実施し、期待できる効果並びに目標達成の可否について考慮することが重要である。また、経済発展が目覚ましいモザンビークでは、急激な変化も起こっていることに留意する必要がある。保守的で経済発展に遅れをとってきた北部では、継続的に伝統文化を重視する一方で、ナカラ回廊の開発により、経済構造や雇用形態が変わりつつあり、人口の流入で人々の考え方や HIV 感染率の上昇といった社会面における変化が予測される。南部では、男性不在により益々女性の社会・経済参加の増加が期待される一方で、女性への過重労働や HIV 感染に歯止めをかけることは女性の健康の権利を守る為には急務である。このような現状において、女性の社会・経済活動への参加を支援しつつ、女性の権利を守る為には、政府レベルでのジェンダー主流化実施を加速化させると同時に、各々のステークホルダーが意識的にジェンダーの視点を持って、活動に取り組む必要がある。そして、女性の社会・経済活動への参画が、女性自身のみならず、家庭、コミュニティー、そして地域の生活向上に結びついているということが、男女に理解されなくてはならない。

(2) 女性の意思決定への参加とエンパワーメント-政治レベルと非政治レベル間のギャップ

モザンビークでは、世界水準と比較して女性の政治参画率が非常に高い一方で、家庭、コミュニティー、社会などの非政治レベルでは、女性の意思決定への参加が非常に制約されている。政治参加率の高さは、与党フレリモ党（The Liberation Front of Mozambique (FRELIMO)）のクォータ制度⁸の影響が大きいと思われるが、2004年以降のナショナル・マシナリーの強化やジェンダー平等及び女性の権利の尊重に向けた政策レベルにおける取り組みにも起因するといえる。しかし、女性が社会、経済、文化及び政治のすべての分野のあらゆるレベルで意思決定に参画出来るようになるためには、政策づくりだけでなく、その実施の加速化、システム作り、排除されている女性達への機会創出が急務である。また、男性の意識改革を目指して、ジェンダー平等を促進する活動において積極的に男性を巻き込んでいくことも重要である。

(3) JICA の対モザンビーク援助枠組みにおけるジェンダー主流化

既存の援助枠組みの中でジェンダー主流化を図るには、プロジェクトサイクル（案件形成、実施、モニタリング、評価）のすべての段階においてジェンダーの視点を持って取り組むことが必須である。特に女性の従事率が高い農業、ジェンダー格差のある教育、リプロダクティブ・ヘルスを含む保健、水汲みや衛生管理において女性が重要な役割を果たす水資源セクターに関して、重点的な取り組みを行うべきである。その為には、案件形成の時点でジェンダー分析を行い、事業がどのようにジェンダー関係に影響をもたらす、ジェンダー平等の達成に貢献出来るのかを明確にすること、そして関連省庁のジェンダー・フォーカルポイントを巻き込んでいくことが重要である。ジェンダー・フォーカルポイントを参画させることにより、カウンターパート省庁のジェンダー主流化に対する姿勢を変えていくこと、及びジェンダー政策レベルと実施レベルの繋がりに貢献することができ、更に JICA のジェンダー主流化に対する情報発信も可能になると考えられる。

⁸ 詳細は、2.1 章女性の意思決定機構への参加を参照。

略語表

略語	ポルトガル語 (ポ)・英語 (英)	日本語
CaDUP	Cada Distrito Um Produto	一村一品運動
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CNAM	Conselho Nacional para o Avanço da Mulher (ポ) National Councils for the Advancement of Women (英)	国家女性地位向上カウンシル
DPA	Direcção Provincial Agricultura (ポ) Provincial Directorate of Agriculture (英)	州農業局
DPT	Diphtheria, Pertussis, Tetanus	ジフテリア、百日咳、破傷風 (DPT3-三種混合ワクチン)
DNA	Direcção Nacional de Águas (ポ) National Directorate of Water (英)	国家水利局
DNM	Direcção Nacional da Mulher (ポ) National Directorate of Women (英)	国家女性局
DUAT	Direito de uso e aproveitamento dos terras (ポ) (Land use rights)	土地使用権
EP1	Ensino Primário do 1º Grau (ポ) Lower primary grades 1–5 (英)	初等教育 低学年1-5年生
EP2	Ensino Primário do 2º Grau (ポ) Upper primary grades 6–7 (英)	初等教育 高学年6-7年生
ES1	Ensino Secundário do 1º Ciclo (ポ) Lower secondary grades 8–10 (英)	中等教育 低学年8-10年生
ES2	Ensino Secundário do 2º Ciclo (ポ) Upper secondary grades 11–12 (英)	中等教育 高学年11-12年生
FRELIMO	Frente de Libertação de Moçambique (ポ) The Liberation Front of Mozambique (英)	フレリモ党
GDI	Gender-related Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GNI	Gross National Income	一人当たり国民総所得
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HDR	Human Development Report	人間開発報告書
HIV/AIDS	Human-Immunodeficiency Virus/ Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	人免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群
HOPEM	Rede Homens Pela Mudança	変革の為に男性ネットワーク
IEC	Information, Education, and Communication	情報、教育、コミュニケーション
IPEME	Institute for Promotion of Small and Medium Enterprises	中小企業振興機構
PEC	Participação e Educação Comunitário (ポ) Participatory Community Education (英)	村落給水・衛生開発に関わる住民啓発活動
PEDSA	Plano Estratégico de Desenvolvimento do Sector Agrário (ポ) Strategic Plan For the Development of Agriculture Sector (英)	農業セクター開発戦略計画
PEE	Plano Estratégico da Educação (ポ) The Education Strategic Plan (英)	教育戦略計画

略語	ポルトガル語（ポ）・英語（英）	日本語
PESS	Plano Estratégico do Sector da Saude（ポ） Strategic Plan of the Health Sector（英）	保健セクターにおける戦略計画
ProSAVANA-PEM	The Project for establishment of development model at communities' level under Nacala corridor agricultural development	ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト
PGEI	Política de Género e Estratégia de Implementação（ポ） Gender Policy and its Strategy for Implementation（英）	ジェンダー政策とその実施戦略
SADC	Southern African Development Community	南部アフリカ開発共同体
SDAE	Serviços Distritais de Actividades Económico（ポ） District Services of Economic Activities（英）	郡経済活動事務所
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	米国際開発庁
WDI	World Development Index	世界開発指数

地图



Map No. 3706 Rev. 5 UNITED NATIONS
June 2004

Department of Peacekeeping Operations
Cartographic Section

出典：<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

目 次

要 約.....	i
略語表.....	v
地 図.....	vii
目 次.....	viii
1. 基礎指標.....	1
1.1 社会経済関連指標.....	1
1.2 教育関連指標	2
1.3 保健医療関連指標.....	3
1.4 ミレニアム目標指標.....	4
1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）	5
2. モザンビークにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み	7
2.1 モザンビークにおける女性の概況.....	7
2.2 ジェンダーに関するモザンビーク政府の取り組み.....	11
2.3 ナショナル・マシナリーとその他のメカニズム.....	14
3. 主要セクターにおけるジェンダー状況	17
3.1 教育分野	17
3.2 保健医療分野	20
3.3 農業分野	24
3.4 雇用および経済活動分野.....	27
4. JICA事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓	30
4.1 ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト （ProSAVANA-PEM）	31
4.2 ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト.....	34
4.3 一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト.....	36
4.4 ガサ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト.....	38
4.5 ニアッサ州持続的・地方給水・衛生改善プロジェクト.....	40
5. 国際機関・その他機関の主なジェンダー関連援助事業	42
6. モザンビークにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業 実施上の留意点	43
6.1 地域文化に対応したジェンダー平等への配慮.....	43

6.2	女性の意思決定参加とエンパワーメント-政治レベルと非政治レベル間のギャップ	44
6.3	JICAの対モザンビーク援助枠組みにおけるジェンダー主流化	45
7.	ジェンダー関連の情報源	46
7.1	関連機関／組織リスト	46
7.2	関連資料および文献リスト	47
8.	用語・指標解説	48
9.	参考文献	50

1. 基礎指標

1.1 社会経済関連指標

<> 数字は章末の「基礎指標 出典」番号

国際開発指標

年	人間開発指数 (HDI)		ジェンダー開発指数 (GDI)		参照
	指数	順位	指数	順位	
2013	0.393	178 位	0.879	120 位	<1>
2007	0.384	172 位	0.373	150 位	<2>
年	ジェンダー エンパワーメント測定 (GEM)		ジェンダー不平等指数 (GII)		参照
			指数	順位	
2013	N/A		0.657	146 位	<1>
2007	N/A		n/a	n/a	<2>

人口指標

年	人口		都市人口		参照
	総人口	女性人口比率	都市人口比率	女性人口比率	
2013	25,833,752	51.1%	8,181,291	31.7%	<5>
2007	22,171,404	51.5%	6,732,125	N/A	<5>
年	年平均人口 増加率	世帯主別世帯比率		参照	
		男性世帯主 世帯	女性世帯主 世帯		
2012	2.5%	64.4% (2011)	35.6% (2011)	<5>	
2005	2.7%	73.6% (2003)	26.4% (2003)	<5>	

経済指標

年	一人当たり 国民総所得 (GNI)	国内総生産 (GDP) 成長率	インフレ率	ジニ指数	援助受入額 (GDP 比)	贈与受入額 (GDP 比)	参照
2013	\$610	7.4%	4.2%	45.7 (2009)	10.3% (2013)	5.3% (2013)	<5>, <12>
2007	\$350	7.3%	8.2%	47.1 (2003)	20.6%	7.4% (2011)	<5>, <12>

部門別公共支出 (対政府総支出)

年	保健医療	教育	雇用・福祉	農業	国防	参照
2012	6.4%	N/A	N/A	N/A	0.8% (2010)	<5>
2007	6% (2004)	5% (2006)	N/A	N/A	0.7%	<5>

産業比率 (対 GDP)

年	農業	鉱工業	サービス	参照
2013	29.1%	20.8%	50.2%	<5>
2007	27.1%	23.3%	49.5%	<5>

労働指標

年	労働力比率 (15-64 歳)		失業率 (%)		最低賃金	参照
	男性	女性	男性	女性		
2013	82.8%	85.5%	7.2%	9.3%	N/A	<5>
2007	83.2%	86.9%	7.2%	9.3%	N/A	<5>

労働人口比率

年	農業	工業	サービス	参照
2013	N/A	N/A	N/A	
2003	81%	3%	16%	<5>

グローバルジェン ダーギャップ指標

2014 年 総合順位		27 位/142 ヶ国	
経済活動への参加と機会		2014 年順位	参照
総合		19 位	<7>
労働参加における男女比		1 位	<7>
同一労働における賃金の男女比		71 位	<7>
推定所得の男女比 (PPP USD)		19 位	<7>
議員、上級官僚、管理職における男女比		N/A	
専門職、技術職における男女比		N/A	

1.2 教育関連指標

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

教育制度

モザンビークの教育制度は、初等教育 7 年間（EP1-5 年・EP2-2 年）、中等教育 5 年間（ES1-3 年・ES2-2 年）、技術・職業訓練教育（基礎・ミディアム各 3 年）、高等教育に分かれている。

成人識字率

年	総合	男性	女性	参照
2009	51%	67%	36%	<5>
2003	48%	66%	33%	<5>

初等教育

年	総就学率			純就学率			参照
	総合	男子	女子	総合	男子	女子	
2012	105%	110%	100%	86%	89%	84%	<5>
2007	109%	117%	101%	85%	88%	81%	<5>
年	修了率			参照			
	総合	男子	女子				
2012	52%	56%	48%	<5>			
2007	46%	52%	39%	<5>			

中等教育

年	総就学率			純就学率			参照
	総合	男子	女子	総合	男子	女子	
2012	25%	27%	24%	17%	18%	17%	<5>
2007	18%	21%	15%	10%	11%	9%	<5>
年	修了率 (Lower Secondary)			参照			
	総合	男子	女子				
2012	15.1%	15.9%	14.4%	<5>			
2007	8.3%	9.6%	6.9%	<5>			

技術・職業 訓練教育

年	生徒数・女子生徒数割合		参照
	生徒数 (人)	女子割合	
2012	32,331	34%	<5>
2007	27,781	31%	<5>

高等教育

年	総就学率			参照
	総合	男子	女子	
2011	5%	6%	4%	<5>
2005	1%	2%	1%	<5>

グローバルジェン ダーギャップ指標

教育	2014 年順位	参照
総合	129 位	<7>
識字率の男女比	139 位	<7>
初等教育における純就学率の男女比	126 位	<7>
中等教育における純就学率の男女比	97 位	<7>
高等教育における総就学率の男女比	122 位	<7>

1.3 保健医療関連指標

<> 数字は章末の「基礎指標 出典」番号

出生時平均余命
(歳)

年	男性	女性	参照
2012	49 歳	51 歳	<5>
2007	47 歳	49 歳	<5>

保健医療労働力

年	医師数 (人口 1 万人あたり)	看護師数 (人口 1 万人あたり)	参照
2006-2013	0.4 (2006-2013)	4.1 (2006-2013)	<3>
2003	0.3 (2003)	2.1 (2003)	<4>

リプロダクティ
ブ・ヘルス

年	妊産婦死亡率	合計特殊出生率	避妊実行率 (15-46 歳)	産前健診受診率 (最低 1 回)	参照
2006-2013	480/100,000 (2013)	5.3 (2012)	12% (2011)	60% (2006-2012) <3>	<3><5>
1997-2007	680/100,000 (2005)	5.6 (2007)	17% (2004)	71% (1997) <4>	<4><5>
年	助産専門技術者 による出産	平均初婚年齢	15-19 歳の女性の 出生率 (1000 人あたり)	参照	
2013	54.3% (2011)	N/A	138	<5>	
2007	48% (2003)	N/A	163	<5>	

乳幼児・5 歳未満
児死亡率 (1000
人あたりの死亡
数)

年	乳児死亡率 (1000 人あたり)			参照
	総合	男児	女児	
2013	62	66	57	
2007	82	119 (2000)	108 (2000)	
年	5 歳未満児死亡率 (1000 人あたり)			参照
	総合	男児	女児	
2013	87	92	83	<5>
2007	120	175 (2000)	162 (2000)	<5>

ワクチン接種率
(1 歳児)

年	はしか	三種混同	BCG	ポリオ
2012	82%	76%	N/A	N/A
2005	77%	72%	N/A	N/A
年	Hep B	HiB	参照	
2012	76%	76%	<3>	
2005	72%	N/A	<4>	

栄養状態

年	5 歳未満低体重 児の割合	慢性栄養不良 児の割合	ヨード欠乏症	経口補水療法 (ORT) 利用率	参照
2006-2012	15.6% (2006-2012)	43.1% (2006-2012)	N/A	N/A	<3>
2003	21.2% (2003)	47% (2003)	N/A	N/A	<4>

安全な飲料水及
び改善された衛
生施設を利用出
来る人口 (全人口
に対する%)

年	安全な水へのアクセス	改善された施設へのアクセス	参照
2012	49%	21%	<5>
2007	46%	18%	<5>

HIV/AIDS

年	妊婦健診を 受診した女性の HIV 感染率	15-49 歳の HIV 感染率 (%)			参照
		総合	男性	女性	
2013	N/A	10.8%	9.2% (2009) <6>	13.1% (2009) <6>	<5> <6>
2007	11.3% <11>	11.3%	N/A	N/A	<5> <11>

グローバルジェ
ンダーギャップ
指標

健康と生存	2014 年順位	参照
総合	104 位	<7>
出生児の男女比	1 位	<7>
健康寿命の男女比	116 位	<7>

1.4 ミレニアム目標指標* <10>

<>数字は章末の「基礎指標 出典」番号

目標1：極度の貧困と飢餓の撲滅		2003	2009
ターゲット1.A:2015年までに1日1.25ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。	1.1 1日1.25ドル（購買力平価）未満で生活する人口の割合	54.1%	57.1%
	1.2 貧困ギャップ比率	29.3	21.3
	1.3 国内消費全体のうち、最も貧しい5分の1の人口が占める割合	4	3.6
ターゲット1.B:女性、若者を含むすべての人々に、完全かつ生産的な雇用、そしてディーセント・ワークの提供を実現する。	1.4 就業者1人あたりのGDP成長率	N/A	N/A
	1.5 労働年齢人口に占める就業者の割合	74.6 (2005)	N/D
	1.6 1日1ドル（購買力平価）未満で生活する就業者の割合	N/A	N/A
	1.7 総就業者に占める自営業者と家族労働者の割合	N/A	N/A
ターゲット1.C:2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。	1.8 低体重の5歳未満児の割合	23.7%	17.5%
	1.9 カロリー消費が必要最低限のレベル未満の人口の割合	N/A	N/A
目標2：普遍的な初等教育の達成		2003	2008
ターゲット2.A:2015年までに、全ての子どもがジェンダーの区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。	2.1 初等教育における純就学率（EP1）	69.4%	64.5%
	2.2 第1学年に就学した生徒のうち初等教育の最終学年まで到達する生徒の割合（EP1）	38.7%	77.1%
	2.3 15～24歳の男女の識字率	58.2 %	N/A
目標3：ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント		2003	2008
ターゲット3.A:可能な限り2005年までに、初等・中等教育におけるジェンダー格差を解消し、2015年までに全ての教育レベルにおけるジェンダー格差を解消する。	3.1 初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率（EP1のみ）	0.83	0.9 (2008)
	3.2 非農業部門における女性（賃金）労働者の割合	N/A	N/A
	3.3 国会における女性議員の割合	35.6%	37.2%
目標4：乳幼児死亡率の引き下げ		2003	2008
ターゲット4.A:2015年までに5歳未満児の死亡率を1990年の水準の3分の1に削減する。	4.1 5歳未満児の死亡率（1000人当たり）	154 /1,000	138 /1,000
	4.2 乳幼児死亡率	101 /1,000	93 /1,000
	4.3 はしかの予防接種を受けた1歳児の割合	63%	58%
目標5：妊産婦健康の改善		2003	2007/ 2008
ターゲット5.A:2015年までに妊産婦の死亡率を1990年の水準の4分の1に削減する	5.1 妊産婦死亡率	N/D	500 /100,000
	5.2 医師・助産婦の立ち会いによる出産の割合	47.7%	55.3%
ターゲット5.B:2015年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを実現する	5.3 避妊具普及率	18.2%	16.2%
	5.4 青年期女子による出産率	N/A	N/A
	5.5 産前ケアの機会	84.5%	92.4%
	5.6 家族計画の必要性が満たされていない割合	18.4%	N/D
目標6：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止（関連深いターゲット・指標のみ抜粋）		2003	2008
ターゲット6.A:HIV／エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる。	6.1 15～24歳のHIV感染率（15～49歳データ）	9.3%	11.5% (2009)
	6.2 最後のハイリスクな性交渉におけるコンドーム使用率	N/A	N/A
	6.3 HIV／エイズに関する包括的かつ正確な情報を有する15～24歳の割合	N/A	N/A
	6.4 10～14歳の、エイズ孤児ではない子どもの就学率に対するエイズ孤児の就学率	0.9	0.89
目標7：環境の持続可能性確保（関連深いターゲット・指標のみ抜粋）		2003	2009
ターゲット7.C:2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する	7.8 改良飲料水源を継続して利用できる人口の割合	35.7%	57%
	7.9 改良衛生施設を利用できる人口の割合	40%	45%

* モザンビークにおける最新の MDG レポートは 2010 年のレポートであり、上記はこの報告書の結果に基づいている。

1.5 ジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等）

<> 数字は章末の「基礎指標 出典」番号

女性の意思決定への参加

年	国会	政府		民間セクター			参照
	国会議員	大臣	副大臣	管理職	専門職	技術職	
2013	39%	28.6%	20%	N/A	N/A	N/A	<8>
2004	31.2%	12%	27%	N/A	N/A	N/A	<9>

ジェンダー関連国際条約・宣言の署名および批准

署名年	批准年	条約
-	1997	女子差別撤廃条約（CEDAW）
	1997	SADC Gender Declaration
1995	-	北京宣言および行動綱領
2004	-	The Declaration of Gender in Africa
2008	-	SADC protocol about Gender and Development

ジェンダー平等および女性の保護のための法律・政策

年	法律	備考
1997	土地法（Land Law）：女性も土地使用権を持つ事ができるようになった	
2004	憲法（改訂）35条、36条、122条	
2004	家族法（Family Law）	
2005	商業法 改訂（Commercial Code）：女性が男性の許可なしでもビジネスに携わることが可能になった	
2008	人身取引法（Law Against Human Trafficking Particularly Women and Children）	
2009	家庭内暴力法	
不明	性的暴行に関する法律（Law on sexual assault）	*
不明	セクシュアル・ハラスメントに関する法律（Law on Sexual Harassment）	*

* Gender Links SADC Gender Protocol 2014 Barometer の情報による。承認年は不明。

ジェンダーに関する国家政策

年	政策
2006	ジェンダー政策と実施戦略（Gender Equality Policy and its Implementation Strategy）
2010	The National Action Plan for the Advancement of Women 2010-2014

ナショナル・マシナリー

設置年	組織名
2005 (2000)	女性・社会福祉省／Ministry of Women and Social Action （前身は 2000 年に設立された Ministry for Women and Coordination of Social Action） 2015 年 1 月の省庁改編により「ジェンダー・子供・社会福祉省」が設立されたが、未だ詳細は不明
2004	国家女性地位向上カウンスル/The National Council for the Advancement of Women

グローバルジェンダーギャップ指標

政治的エンパワーメント	2014 年順位	参照
総合	19 位	<7>
国会議員の男女比	13 位	<7>
大臣の男女比	35 位	<7>
過去 50 年間の元首在任年数の男女比	16 位	<7>

基礎指標 出典

- <1> Human Development Report 2014
- <2> Human Development Index 2007
- <3> World Health Statistics 2014
- <4> World Health Statistics 2007
- <5> World Development Indicators (<http://data.worldbank.org/indicator/>) Accessed between Dec 2014 and January 2015
- <6> National Survey on Prevalence, Behavioral, Risks and Information about HIV/AIDS (2009 INSIDA)
- <7> The Global Gender Gap Report 2014
- <8> Republic of Mozambique. 2014. 'Beijing +20: Mozambique Report on the Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action'
- <9> Da Silva T. and Andrade X. 2000, 'Beyond Inequalities. Women in Mozambique'
- <10> Republic of Mozambique, Report on the Millennium Development Goals 2010
- <11> National Strategic HIV and AIDS Response Plan 2010-2014
- <12> IMF (December 2014), Third Review Under the Policy Support Instrument,

2. モザンビークにおける女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2.1 モザンビークにおける女性の概況

概要
(1) 1992年以降、モザンビーク共和国（以下、モザンビーク）は目覚ましい経済成長を遂げている。一方その成長の恩恵は、未だ国民一人一人には行き渡っておらず、特に女性は低識字率や、高いHIV感染率に加え、貧困ライン以下で暮らす人口の割合が男性より多いなど、人間社会/経済開発面で影響を受けている。伝統文化による男性優位の考えが強く、女性の大半は自給自足農業と家庭の重労働に従事しており、発言権や社会参加における制約がある。また、重婚や早婚、低就学、低識字、高いHIV感染率など様々な面で困難な状況に置かれている。 (2) モザンビークでは、北部、中部及び南部という地域間で民族や生活、慣習が異なり、ジェンダーもその影響を受けている。南部では、出稼ぎ労働で男性が不在であることから、他地域よりも女性の社会・経済進出が進んでいるが、高いHIV感染率が障害になっている。北部では、保守的な伝統文化が根強く、女性の社会・経済進出が他地域より遅れている。 (3) モザンビークにおける女性の政治参画率は世界各国と比べても非常に高く、国会議員の約40%を始め、地方議会や行政幹部においても女性が占める割合は高い。政府は、省庁におけるジェンダーユニットの設立、法律の改定、国及び省庁レベルのジェンダー政策の策定などジェンダー平等に向けて取り組んでいるが、実施においては課題は多い。 (4) 社会におけるジェンダー不平等と男性優位の考え方が未だに支配的であり、女性への暴力は蔓延している。近年、法律、政策及びシステムは改善されてきたものの、暴力に対する男性の根本的な考え方が変わらない限り、状況の改善は厳しいのが実情である。

〈モザンビークの社会経済状況〉

アフリカの南東部に位置するモザンビークは、79.9万km²の領土を有し、人口2583万人⁹の国家である。1992年に16年間の内戦が終結して以降、内政は比較的安定している。2014年10月に実施された総選挙は平穏無事に終了し、野党の躍進はあったものの、引き続き与党フレリモ党が勝利を納めた。経済面では、1990年代から続けられているIMF、世界銀行主導の構造調整政策により、市場経済化が大きく前進し、2012年の経済成長率は7.5%を達成した¹⁰。その一方で国の経済成長は、国民一人一人の生活向上には反映されておらず、一人当たりのGNIは610ドル¹¹とアフリカの中でも低く、人口の59.6%が貧困ライン¹²以下の暮らしをしている。また、2013年の国連人間開発指数¹³では187カ国中178位と非常に低い。前年度の179位¹⁴より向上したものの、その背景には、社会開発において識字率が平均で50.6%、HIV感染率が10.8%¹⁵、安全な水へのアクセスが49%¹⁶、平均寿命が50.3歳、と厳しい現実が存在する。

⁹ World Bank. 2013. *World Development Indicator 2013*.

¹⁰ JICA (2013) 「モザンビーク共和国における JICA 事業の概要」

¹¹ World Bank. 2013.

¹² 1 日 PPP (Purchase Power Parity) \$1.25 以下で生活する人口の割合 (UNDP Human Development Report 2014)

¹³ 報告書は 2014 年だが、指数は 2013 年に対する。

¹⁴ 2014 年人間開発報告書 (以下 HDR) に報告されている 2012 年の人間開発指数 (以下 HDI) のランクは 179 位であるが、2013 年 HDR に報告されている 2012 年の HDI のランクは 185 位である。同年の値も 2 つの報告書で異なっており、恐らく指標に対する修正があったと考えられる。よって、本報告書においては、2014 年 HDR の報告情報を参考にする。

¹⁵ World Bank. 2013.

¹⁶ WHO. 2014. *World Health Statistics 2014*.

<モザンビークにおける女性の状況の概要>

モザンビークの憲法では、政治、経済、社会、及び文化のすべてにおいてジェンダー平等が掲げられている¹⁷。2006年に策定されたジェンダー政策及び実施戦略と平行して、様々なセクター別のジェンダーの政策や法律も定められ、国はジェンダー平等に向けた政策を打ち出している（詳細は下記2-2のジェンダーに関するモザンビーク政府の取り組みを参照）。40%近くの国会議員と35.6%¹⁸の州議会議員が女性であり、国家及び地方レベルの女性の政治参加率は非常に高い一方で、家庭やコミュニティレベル、特に農村部における女性の地位、発言権及び権利は低く、全国的に男性優位の社会となっている¹⁹。更に女性の労働力比率は85%²⁰と高いが、その背景には、女性の家事労働や自給自足の農業における重労働という事情が隠れている。また、重婚は、2004年に制定された家族法では違法であるが、これまで社会的に受け入れられてきたため、正式に結婚することなく男性が複数のパートナーを持つことが可能である。識字率も男性67%に対し女性は36%と格差があり、初等教育は、近年女兒の就学率が高くなってきたものの、修了率は男児よりも8%も低い²¹。北部では、女兒の学校の出席率が低い上、中途退学率が高く、その背景には、強い男性優位の考えや、早婚や十代の妊娠が存在²²する。このような開発やジェンダーにおける地域差は、モザンビークの特徴であり、州ごとのHuman Development Index (HDI) とGender Development Index (GDI) (2001—2006年) の比較からも、明らかである。北部4州では、HDI及びGDIと共に低いのだが、中部3州では多少値が高く、南部3州、特にマプト市においては非常に値が高い（下記の「地域間で異なる背景や伝統的慣習やによる影響」を参照）。

<地域間で異なる背景>

モザンビークの社会、経済、文化面の大きな特徴の一つは、地域間で大きく異なることである。同国は、北部、中部、南部と大きく3つの地域に分けられ²³、地域によって部族、言葉及び文化が異なる。北部は、歴史的にスワヒリ/イスラム、ポルトガル、インドからの移民や貿易商の影響を様々な面で受けており、社会面では、伝統色が強く、女性の早婚や低識字率が見られる²⁴。その一方で近年は、資源の採掘に伴う経済の活性化により、経済構造や雇用形態に変化が出てきている。南部は、1887年にポルトガルがマプトに首都を設立して以来、南アフリカの影響を多大に受けるようになった。男性は家族を残して南アフリカへ出稼ぎに行き、女性が事実上の世帯主になっている世帯が増えてきた。また、首都を中心とする経済の発展とともに近代化が進み、女性の経済や社会進出が加速した。一方で女性のHIV感染率が非常に高いという厳しい状況は、長期間に渡

¹⁷ 「モザンビーク国憲法 36 条」

¹⁸ Republic of Mozambique. 2014. 'Beijing+20: Mozambique Report on the Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action.'

¹⁹ Tvedten, Inge. 2012. 'World Development Report 2012 Gender Equality Analysis Background Paper- Mozambique Case Study: Gender Equality and Development.'

²⁰ World Bank, "World Development Indicators," <http://data.worldbank.org/indicator/> (2014 年 12 月にアクセス)

²¹ ibid.

²² Tvedten, Inge. 2012.

²³ 北部はカーボ・デルガード州、ニアッサ州、ナンブラ州の3州、中部はザンベジア州、ソファアラ州、テテ州、マニカ州の4州、南部はマプト州、イパンバネ州、ガザ州の3州から構成されている。

²⁴ Tvedten, Inge. 2012.

る夫婦別居、急速な都市化、出稼ぎ労働者の人口移動など、南部特有の事情がある。中部は、歴史的にイスラムとキリスト教徒の移民や貿易商の影響を受け、ポルトガル植民地時代に繁栄した大規模な農業会社の撤退後には、内戦の戦場となる²⁵など複雑な背景を抱えている。

<女性の意思決定機構への参加>

モザンビークは、世界経済フォーラムが実施した2014年グローバルジェンダーギャップ指標で総合27位、その中に含まれている政治エンパワーメントで19位と多数の先進国を上回る順位に付いた。これに示されるように、同国における女性の政治参加率は高い。2014年10月の総選挙前までの報告によれば、女性議員が占める割合は約40%であることに加え、議会グループ指導者の67%、州議会議員の35.6%²⁶、そして内閣の32%²⁷は女性であった。更に、大臣の28.6%、副大臣の20%、州知事の36%は女性であり、郡レベルでも郡長の20%が女性と、地方レベルになるに従って割合は減少するものの、女性リーダーの割合の高さが伺える。また、司法分野でも、裁判官の30.5%は女性、次席検事の44%は女性が務めている。行政レベルにおいても、省庁の事務次官、局長、副局長、部長、課長などの責任のある役職に女性が30-40%を占めるなど（2013年時点）女性の参画率は高い。与党のフレリモ党は、設立当初からジェンダー平等の方針を全面に出し、全党員の40%を女性割り当てるクォータ制を採用している²⁸。モザンビークにおける女性の政治参加率の高さは、この与党におけるクォータ制の影響があると思われるが、2004年以降のナショナル・マシナリー強化及びジェンダー平等や女性の権利尊重に向けた政策レベルでの取り組みにも起因する。政府も行政に関しては、2009年に策定された「国家公務員のジェンダー政策2009-2013」実施の効果だという見解を示している²⁹。

<女性と暴力>

内務省管轄にあるGabinete de Atendimento à Mulher e Criançaの2011年の情報によると、2006年から2010年に報告された暴力ケースの内、60%は女性に対する暴力であった³⁰。また、2005年に提出されたCEDAWの定期レポート（第一・第二回合同）によると、モザンビークの首都では一日当たり5人から10人の女性が身体的暴力の被害者となっており、その内、月に2人は死亡している。そのほとんどが配偶者からの暴力によると報告されている³¹。更にモザンビークの市民社会団体HOPEMが実施した調査によると84%の家庭内暴力は女性に対してであった³²。各々のデータの出所や年は異なるが、これらの情報を総合するとモザンビークで女性に対する暴力が蔓延していることは明らかである。この原因は、社会におけるジェンダーの不平等と男性優位という考え方や、社会の「男性はこうあるべき」というマチズム（男らしさ）への信念にあると考えられる。加え

²⁵ ibid.

²⁶ Republic of Mozambique. 2014.

²⁷ Gender Links. 2014. 'SADC Gender Protocol 2014 Barometer Chapter 2.'

²⁸ ibid.

²⁹ Republic of Mozambique. 2014.

³⁰ Republic of Mozambique, *Integrated Multi-Sector Mechanism for Assistance to Female Victims of Violence against Women, 2012*.

³¹ United Nations, CEDAW, *Combined Initial and Second Periodic Reports of States Parties- Mozambique*.

³² HOPEM. 2012. *Desigualdades e Violência de Género- Base de dados de Nível Nacional*.

て、これまでの法律が女性に不利だったため、暴力が受け入れられてきたということも否めない。しかし、このような考え方を男性がもっていると同時に、女性達自身も暴力を仕方ないと受け止めてきた（あるいは受け止めざるをえなかった）事実、2005年の保健省の調査からも明らかである³³。

「2.2 ジェンダーにおける政府の取り組み」に詳細が記載されているように、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議以降、モザンビーク政府、市民社会、及び援助機関は互いに協力しながら女性に対する暴力防止に取り組んできた。市民社会の根強い運動と協力で実現した家族法の改正及び2009年に制定された家庭内暴力に関する法律を始めとして、より迅速且つ効率的に質の高い保護サービスを被害者に提供する為の「女性に対する暴力被害者支援の為の統合マルチセクターメカニズム」の確立（2012年）、刑法の改定（2013年に議会で承認された後、2014年10月現在、更に女性の不利な条項の改定の為、議会で再協議中）など法律や政策レベルではかなりの進歩があった。また、警察署には、女性や子供のケアユニットや家庭内暴力や性的虐待の被害者を専門に対応するためのGabinetes de Atendimento à Mulher Vítima de Violênciaが確立された。このようなユニットは、2013年時点で262ヶ所にまで増加した³⁴。他方で、2014年の報告書³⁵によると、女性や子供に対する暴力事例は、2009年に2万件だったのに対し2013年には2万4000件に増加した。これは、実際に事例が増えた可能性も否めないが、恐らく前述のユニットの設立や政府及び市民社会団体の啓発活動により家庭内暴力に対する法律や市民保護システムの情報がある程度社会に行き渡ったことにより表面化したと考えられる。近年、モザンビークでは男性に対する啓発にも力を入れており、「変革の為の男性ネットワーク」が男性に対して非暴力の啓発を行っており、刑務所における活動を実施している。

現在の女性と暴力の分野における大きな課題は、統一されたデータシステムが存在しないことである。マルチセクターメカニズムは、その為の一步であり、迅速で効率的な保護に向けた過程は進歩しているが、データシステムが確立しないと様々なサービスプロバイダーに報告される被害者の情報が合致しないなど、正確な暴力事例の数が掴めない。しかし、全国でシステムを確立するには、財政的にも技術的にも長期の課題といえる。

³³ Tvedten の著書に記載されている保健省のデータ（2005 年）によると 8 州において半数以上の女性が暴力を受け入れると回答している。

³⁴ Republic of Mozambique. 2014.

³⁵ ibid.

2.2 ジェンダーに関するモザンビーク政府の取り組み

概要
(1) 1995年に北京で開催された第4回世界女性会議以降、モザンビークでは政府のジェンダーに関する政策や組織作りが前進した。政府は、2002年以来、女性の地位向上国家計画（National Action Plans for the Advancement of Women）やジェンダー政策と実施戦略（Gender Equality Policy and its Implementation Strategy）を策定し、ジェンダー平等化に取り組んできた。 (2) ジェンダー政策と実施戦略では、女性の地位向上とエンパワーメントを掲げ、(1) ジェンダー平等に関する啓発、(2) ジェンダー主流化の為のコーディネーション強化、(3) 北京行動綱領で定められた優先行動の実施とモニタリングの向上、(4) ジェンダーと暴力における被害者へのすべての面におけるサービス向上の4つの具体的目標を打ち出している。 (3) 2004年に制定されたモザンビークの新憲法には、35条に差別のない（性別含）普遍性、36条にジェンダー平等が、122条に女性の政治、経済、社会、文化すべての面における参加及び役割並びにエンパワーメントが明記されている。 (4) その他のジェンダーの関連した法律も徐々に改定されており、2004年の家族法改定及び2009年の家庭内暴力に対する法律制定を始め、女性の権利尊重に不可欠である刑法の改定も2014年12月現在、最終段階に入っている。

<ジェンダーに関する国家政策>

モザンビークでは、2006年にジェンダー政策と実施戦略（Gender Equality Policy and its Implementation Strategy）が制定された。同政策では³⁶、「ジェンダー平等な参加、権利へのアクセス、機会を保障し、国民すべてがモザンビーク国の開発と絶対貧困削減に貢献する」ことをビジョンに挙げている。また「女性の地位向上とエンパワーメントを保障すると共に同国の開発過程における男女の効果的参加を推進し向上させてゆく」ことをミッションとし、7項目の基本原則³⁷に基づいて実施されることが明記されている。

更に、「ジェンダー平等の推進、人権尊厳、国家開発における女性参加の強化の為に統一された行動を展開する」という上位目標の下に(1) ジェンダー平等の啓発、(2) ジェンダー主流化の為のコーディネーションの強化、(3) 第4回世界女性会議で採用された北京行動綱領の優先課題の実施とモニタリングの為の組織強化、(4) ジェンダーと暴力の被害者へのすべての面におけるサービス向上を具体的目標に掲げている。また、本政策の実施戦略を政治（女性の政治や意思決定への参画、すべてのセクターにおけるジェンダー主流化を含む）、経済（資金へのアクセス、農業、環境を含む）、司法（労働権利、女性の権利、司法へのアクセスを含む）、社会文化（保健医療、教育、女性に不利な慣習、データベースを含む）、安全保障と防衛（女性の同分野における参画）の5項目に分け、それぞれの項目におけるアプローチを挙げている。これまでの同政策の大きな成果としては、各省にジェンダー主流化の核となるジェンダーユニットや、ジェンダー・フォーカルポイントが置かれたこと、ジェンダー政策の策定が進められたこと、ジェンダーと暴力に係る法律が整備されたことが挙げられる。

2002年から2006年に実施された女性の地位向上国家計画（National Action Plans for the Advancement of Women）に続き、2007年-2009年及び2010年-2014年の各々の枠組みでも女性の地位向上国家計画が策定・実施された。2007-2009年の同国家計画では下記の7項目を優先項目として

³⁶ 以下、Gender Equality Policy and its Implementation Strategy より要点を引用。

³⁷ (1) 一致団結 (2) 社会正義 (3) 公平 (4) 平等 (5) 無差別 (6) ジェンダー主流化 (7) 非暴力の7原則

挙げている³⁸:(1) 女性、貧困と雇用、(2) 女性と女児の為の教育と研修、(3) 女性、保健とHIV/AIDS、(4) 女性の権利と暴力、(5) 女性と意思決定機関及びメディアにおける権限、(6) 女性、環境と農業、(7) 女性地位向上の為の政府組織。

<その他ジェンダー関連法律・政策>

【モザンビーク国憲法】2004年に制定されたモザンビーク国（新）憲法では、35条に「国民すべてが皮膚の色、人種、性、民族、出生、宗教、教育レベル、社会的地位などに関わらず同等の権利と任務を持つ」と普遍的平等が謳われており、また、36条で「憲法の下、政治、経済、社会、文化すべての分野における男女の平等」が保障されている。更に122条は女性に特化した条項であり、女性の政治、経済、社会、文化すべての面における参加と役割を支援すると明記されている³⁹。

【家庭内暴力に対する法律】家庭内暴力が頻発するモザンビークにおいて、2009年に制定された家庭内暴力に対する法律（Law against Domestic Violence）は、家庭内暴力の防止、犯罪者の処罰、被害者の保護を実行する為の重要な法律であり、更に、家庭内暴力は公犯罪であると定めた点で非常に意義深い。

【女性に対する暴力防止の為の国家計画と女性に対する暴力被害者支援の為の統合マルチセクターメカニズム】家庭内暴力に対する法律に先立って、2008年に定められた女性に対する暴力防止の為の国家計画（National Action Plan to Prevent and Combat Violence against Women 2008-2012）では、(1) 暴力被害者に対する保健、法律、裁判における支援、(2) 教育と研修、(3) 啓発、情報共有、及び意識向上における戦略的活動、(4) セクター間のコーディネーション、(5) モニタリングと評価を優先5項目とし、活動や各省庁及び関係者間の役割分担、予算などが組み込まれた。2012年以降の同国家計画は未だ作成されていないようだが⁴⁰、政府はこれまでの経験を踏まえ、2012年に「女性に対する暴力被害者支援の為の統合マルチセクターメカニズム」(Integrated Multi-Sector Mechanism for Assistance to Female Victims of Violence)を発足させた。本メカニズムは、統合されたマルチセクターのシステムを確立し、様々な分野のサービス提供機関（女性・社会福祉省、保健省、内務省・警察、法務省、市民社会団体など）が統一されたシステム（Integrated Assistance Centers）を使うことにより、暴力の女性被害者が保護サービスを利用しやすくすることを目的としている。メカニズムのガイドラインには、セクターの課題、各サービス提供機関の役目、優先課題や活動が記されており、各詳細分野（警察、保健医療、法律、医療法など）におけるプロトコル（実施要領）や被害者の届け出から様々な保護の役割までの一連の流れなどがわかるようになっている⁴¹。本メカニズムの設立は、様々なサービス提供機関間の「女性に対する暴力」に関連する認識及び理解の統一化、関係者間の活動の重複やギャップの回避、被害者に対する保護の迅速かつ効率的実施において非常に重要だといえる。更に、将来的に統一されたデータベースを確立出来れば、被害者へのサービス提供により効率的に行うことが可能になる。

³⁸ 2010-2014 の国家計画は入手できなかった為、ここでは 2007-2009 の優先項目について言及。

³⁹ 「モザンビーク国憲法 35 条・36 条・122 条」

⁴⁰ ジェンダー関連機関の話による。

⁴¹ Republic of Mozambique, *Integrated Multi-Sector Mechanism for Assistance to Female Victims of Violence against Women*, 2012.

【家族法】2004年に制定された新家族法（Family Law）は、既存の家族法⁴²をジェンダー視点をもって改定して欲しいという市民社会団体からの強い要望を受けて、ようやく承認にこぎつけた。未だ課題はあるものの、本法律は一夫一妻制及び男女の最少婚姻年齢を18歳に定めたこと、婚姻者自身の承諾の必要性、夫婦共同の世帯代表（以前は夫が世帯代表）、夫婦平等を定めたこと⁴³など、法律上の女性人権保護を定めたことにおいて非常に意義深い。しかし、この法律に反して、早婚や一夫多妻制という社会慣習は未だに継続おり、一朝一夕には解決しない。

【刑法】モザンビークにおける既存の刑法は1886年に制定された法律である。これまでに数回の改正はあったものの、女性に不利な法律であることは変わらず、女性の人権や尊厳を守るべくCEDAWに基づいた修正の必要性が指摘されていた。その後、市民社会団体と政府の努力により、2013年12月の議会を通過した新しい刑法案は、正当な理由に基づいた中絶⁴⁴の承認及び去勢を違法とするなど、女性の権利を尊重した法になったと伝えられている⁴⁵。しかし、レイプの定義や、家庭内暴力に関する法律との相違などの問題点がある旨、市民社会団体から指摘されたため、更なる改正の為、2014年12月現在、大統領が法案に署名せずに議会に修正を要請したところで法案は止まっている⁴⁶。

⁴² 既存の家族法は、ポルトガル植民地時代の1966年民法の一部であり、世帯主が男性でなければならない、女性は男性の同意なしには商業活動に従事してはならない、など女性にとって非常に不利な法律であった。
(United Nations, CEDAW, *Combined Initial and Second Periodic Reports of States Parties- Mozambique*.)

⁴³ SIDA. 2007. *A Profile on Gender Relations Update 2006- Towards Gender Equality in Mozambique*.

⁴⁴ 例えば性虐待を受けた未成年者による妊娠。

⁴⁵ 様々なジェンダー関連機関へのインタビューによる。

⁴⁶ それ故、実際の刑法案は入手出来ず、情報はインタビューから得た情報のみである。

2.3 ナショナル・マシナリーとその他のメカニズム

概要
(1) ナショナル・マシナリーの要は女性・社会福祉省（Ministry for Women and Social Action – MMAS）であり、2000年に設立された前身の女性・福祉調整省（Ministry for Women and Coordination of Social Action）から2005年に現在（2014年11月の現地調査時点）の名称に変更された。なお、2015年1月に立ち上がったニューシ新政権における省庁改編により、ジェンダー・子供・社会福祉省が設立され、ジェンダーに関する政策を担当することとなった⁴⁷。 (2) 省内では、女性局（National Directorate of Women-DNM）がジェンダー政策のアドバイスやジェンダー主流化のファシリテーションの役目を担っており、同局は女性・家族部（Department for Women and Family）とジェンダーと開発部（Department for Gender and Development）の2部署から構成されている。 (3) 2004年には、モザンビークのすべてのセクターにおいて、ジェンダーを組み入れた政策策定と実施を促進する組織として国家女性地位向上評議会（National Councils for the Advancement of Women – CNAM）が設立された。女性・社会福祉省からは独立した組織であるが、女性・社会福祉省大臣が座長を努め、他の省庁、市民団体、並びに民間企業がメンバーとなって構成されている。 (4) 議会では、ジェンダー・社会・環境委員会（Commission on Gender, Social and Environmental Affairs）、女性議員局（Bureau of Women Members of Parliament）、政府・議会女性ネットワーク（Network of Women in Government and Parliament）、女性コーカス（Women's Caucus）がジェンダー平等に関して取り組んでいる。州レベルでは、州女性・福祉局（Provincial Directorate of Women and Social Action）と州女性地位向上評議会（Provincial Councils on the Advancement of Women）、郡レベルでは、郡保健・女性・福祉事務所（District Services for Health, Women and Social Action）と郡女性地位向上評議会（District Council on the Advancement of Women）がそれぞれ女性やジェンダー平等の業務に従事している。

<設立背景>

ナショナル・マシナリーの要である女性・社会福祉省（Ministry for Women and Social Action – MMAS）は、ジェンダー及び女性と開発に関する調整機能をもつ組織として、2000年に設立された女性・福祉調整省（Ministry for Women and Coordination of Social Action）から、2005年に現在（2014年11月の現地調査時点）の名前に変わった。前身は、保健省内にある社会福祉事務局（Secretariat for Social Action）で、1995年に福祉調整省（Ministry for Coordination of Social Action）が設立されると福祉局（National Directorate for Social Action）内の女性部（Department for Women）として独立した⁴⁸部署になり、その後今日の組織（2014年11月の現地調査時現在）へと変遷した。なお、2015年1月に立ち上がったニューシ新政権における省庁改編により、ジェンダー・子供・社会福祉省が設立され、ジェンダーに関する政策を担当することとなったが、本報告書においては、前身の「女性・社会福祉省」に関する役割及び組織について言及する⁴⁹。

<組織>

女性・社会福祉省（Ministry for Women and Social Action –MMAS）は、文字通り、2つの役割を担う。1つ目は、ジェンダー平等及び各セクターにおけるジェンダー主流化の促進であり、2つ目は、家

⁴⁷ 脚注 1 を参照。

⁴⁸ SIDA. 2007.

⁴⁹ 脚注 1 を参照。

族、高齢者及び障害者への福祉政策の策定や保護サービスの提供である。女性局（National Directorate of Women-DNM）が前者の機能を果たす部署であり、同局は、女性・家族部（Department for Women and Family）とジェンダーと開発部（Department for Gender and Development）の2部署から構成⁵⁰されている。

国家女性地位向上評議会（National Councils for the Advancement of Women –CNAM）：2004年には、モザンビークのすべてのセクターにおいてジェンダー政策を推進及び実施する為、ジェンダー主流化をコーディネーションする組織として国家女性地位向上評議会（以下、CNAM）が設立された。本組織は、女性・社会福祉省の大臣が座長であり、計画省や保健省、教育省を始めとした主要セクター、市民社会からは女性・ジェンダー団体、宗教団体、労働組合、民間企業からの代表がメンバーとなっている⁵¹。女性・社会福祉省の大臣が座長ではあるが、CNAMは女性・社会福祉省からは独立した組織であり、日々の運営管理は、事務局長とそのスタッフにより実施されている。

議会では、ジェンダー・社会・環境委員会、(Commission on Gender, Social and Environmental Affairs) が設置されており、関連の審議を行う他、女性議員局（Bureau of Women Members of Parliament）政府・議会女性ネットワーク（Network of Women in Government and Parliament）、女性コーカス（Women's Caucus）がジェンダー平等に関して取り組んでいる⁵²。また、州レベルでは、州女性・福祉局（Provincial Directorate of Women and Social Action）と州女性地位向上評議会（Provincial Councils on the Advancement of Women）が、郡レベルでは、郡保健・女性・福祉事務所（District Services for Health, Women and Social Action）と郡女性地位向上評議会（District Council on the Advancement of Women）がそれぞれ州及び郡レベルで女性やジェンダー平等に関する課題に従事している。1995年以降、各省においてもジェンダー主流化の為にジェンダー政策策定、ジェンダーユニットやジェンダー・フォーカルポイントの任命（国家、州、郡レベル）が実施されてきた。モザンビークでは、2009年時点で14のジェンダーユニットが各省に存在した⁵³が、ジェンダー政策の実施やジェンダーユニットの積極的なジェンダー主流化への参加は、省や担当者によってかなり差がある。

ジェンダーコーディネーショングループ：1998年に国連機関と二国間援助のドナーがジェンダーに関する情報交換とコーディネーションを目的にジェンダードナーグループが立ち上げられ、これを前身として、現在は国連機関と二国間のドナー、女性フォーラム（Forum Mulher）などの市民社会団体、女性局（DNM）やCNAMなどの政府機関の参加の下⁵⁴ジェンダーコーディネーショングループが組織されている⁵⁵。

<女性・社会福祉省の主な活動>

女性・社会福祉省の女性局（DNM）は、ジェンダー政策や戦略の作成、女性の地位向上やジェ

⁵⁰ SIDA. 2007.

⁵¹ UN Women. 2009. *Advancing Gender Equality and Women's Empowerment in the Context of Direct Budget Support in Mozambique*.

⁵² Republic of Mozambique. 2009. Statement by Ms. Judite Taela, Delegation of Mozambique before the Third Committee on the Agenda Item 62: on Advancement of Women, 64th Session of the UN General Assembly.

⁵³ Republic of Mozambique. 2014. 'Beijing+20: Mozambique Report on the Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action.'

⁵⁴ SIDA. 2007.

⁵⁵ SIDA. 2007.

ンダー主流化の推進、ジェンダー関連活動における関係省庁や市民団体とのファシリテーションなどの役割を担っている。詳細には、女性の権利や家庭内暴力防止推進のための市民教育（啓発活動）、女性の権利を守る為の法律遵守促進、女性に不利な法律の再検討、各省のセクター計画におけるジェンダー主流化実施のモニタリングや提言などである。各州の女性局も州レベルで同様の役割を担っている⁵⁶。

ジェンダー政策において女性・社会福祉省は、2006年に制定されたジェンダー政策とその実施戦略（Gender Policy and its Strategy for Implementation-PGEI）を始め、その活動計画である（National Action Plans for the Advancement of Women（2002-2006, 2007-2009, 2010-2014））の策定に携わってきた。また、PGEI制定後の各省におけるジェンダーユニット設立、ジェンダー・フォーカルポイントを任命することによる成果は、各省の努力と共に、女性・社会福祉省のコーディネーションやアドバイスなどの支援によるところもある。

上記のように、モザンビークは、ナショナル・マシナリーの組織作りや、政策策定、機能などにおいて、他のアフリカ諸国と比較して、同等あるいはより進んでいる面も多い。UN Economic Commission for Africaが実施したジェンダー・マシナリーの動向に関する調査⁵⁷によると、ジェンダー組織（ユニット、フォーカル・ポイント、議会における委員会など）、ジェンダー政策、法整備、ジェンダー組織の地方分権化、ジェンダー予算、CEDAWの進捗報告書の提出状況（現在、女性・社会福祉省が3回目のレポートを準備中）などにおいて、モザンビークは多くの基準を満たしている。その反面、マシナリーが機能や役割を果たすための必要な予算、知識と技術を持った人材、ジェンダー別のデータやモニタリングシステム、調整力、ジェンダー・マシナリーの意思決定の権限などにおいては、限られていると報告されている。

女性・社会福祉省や州女性局が、「予算が少ない為活動が出来ない」という見方を示す一方で、同省が「本来の役割を超えたプロジェクトの実施にも関わり、その実施に時間がかかって予算消化が出来ず、それ故に翌年の予算がとれていない」という声もある⁵⁸。また、女性・社会福祉省の各省とのコーディネーションにおける役割やCNAMとの役割区分も不明確である⁵⁹。更に各省庁のジェンダーユニットやジェンダー・フォーカルポイントの能力不足も指摘されている。省によっては、積極的にジェンダー政策作成に着手し、ある程度の意思決定が出来る人をジェンダー・フォーカルポイントに選ぶ省もあるようだが、権限がない人材が選ばれ、ジェンダーに関する知識やコーディネーション力の欠乏からジェンダー主流化が進行しない、或いは逆にフォーカル・ポイント任せになり、ジェンダーが主流化されないという省庁もある。

議会の女性コーカスに関しては公式な組織とはみなされていない為、提言がある場合も、各々の項目に従った委員会（Commission）を通して提言を提出しなければならない。また、ジェンダーに関する理解度や考え方は議員一人一人によりかなり異なり、党員が政党の意思に従う傾向が強い為、女性の不平等や不利な事項の「監視役」としてはあまり強い存在とは言えないという指摘もある⁶⁰。

⁵⁶ SIDA. 2007. / MMAS website (<http://www.mmas.gov.mz/>) /ジェンダー関係機関へのインタビューによる。

⁵⁷ UN Economic Commission for Africa, *Recent Trends in National Mechanism for Gender Equality in Africa*.

⁵⁸ ジェンダー関係機関へのインタビューによる。

⁵⁹ 女性局及び他のジェンダー関連機関へのインタビューによる / SIDA, *A Profile on Gender Relations Update 2006-Towards Gender Equality in Mozambique*.

⁶⁰ ジェンダー関係機関へのインタビューによる / SIDA. 2007.

3. 主要セクターにおけるジェンダー状況

3.1 教育分野

概要
(1) 2012年から実施されている教育戦略計画（Education Strategic Plan 2012-2016）は、(1) アクセスと就学の継続、(2) 教育の質：生徒の学習向上、(3) 組織能力の向上、の3点を優先課題とし、国の五カ年開発計画2011-2014を踏まえて、ジェンダーをHIV/AIDSと同様に横断的に取り組むべき分野と位置づけている。 (2) モザンビークでは、2004年からの7年間で初等から高等教育のすべてのレベル（特に中等教育）における生徒数が大幅に増加⁶¹した。女生徒の割合が1.8%から6%の幅で増加⁶²したことは、ジェンダー平等に向けた教育システムの改善の成果が一部現れていると考えられる。しかし、女兒の就学率や修了率には地域間の格差があり、その根底には生活文化による制約及び女性に対する価値観の違い、並びに早婚や妊娠による中途退学というような背景がある。 (3) 政府は女性の職業及び技術教育へのアクセス改善を重要視し、一部又は全額の奨学金や衛生用品を支給する等、女生徒の増加に努めている。 (4) 女性の非識字率は、過去10年で10%以上減少したものの、2013年においても依然として64%⁶³を超えており、男性より30%以上高く、特に北部においては、他地域と比べて男女の非識字率に格差がある。政府は、成人識字及び教育戦略（Strategy of Adult Literacy and Learning in Mozambique 2010-2015）に基づき、若者及び成人、特に女性と女兒の識字機会を増やし、非識字率を下げることを目標に掲げている。

[ジェンダーに関する法的・政策的枠組み]

モザンビーク国憲法88条において、教育は国民の権利と義務であると定められている⁶⁴。

2006年から2011年までに実施された教育文化戦略計画（the Strategic Plan for Education and Culture –PEEC, 2006-2010/11）においては、教育の質や組織のシステム向上と共に「教育へのアクセス増加と地域及びジェンダー格差軽減」を優先目標の一つに掲げ、女兒の教育アクセス向上に向けての努力がなされた。2012年から実施されている教育戦略計画（Education Strategic Plan 2012-2016）は、これまでの目標を継承して(1)公正な教育へのアクセスと就学の継続、(2) 教育の質：生徒の学習向上、(3) 組織能力の向上、の3点を優先課題とし、国の五カ年開発計画2011-2014を踏まえて、ジェンダーを縦断分野と位置づけている。同計画によると「ジェンダー政策」を通じた教育へのアクセスや中途退学におけるジェンダー格差の削減、不平等なジェンダー関係への挑戦、関連省庁の組織強化や人権保護を通して、教育のジェンダー平等を更に強化する意向となっている。⁶⁵。

[初等・中等教育]

モザンビークにおける7年間の初等教育は、1-5年生（EP1）と6-7年生（EP2）の2部から構成され、5年間の中等教育は、8-10年生（ESG1）と11-12年生（ESG2）の2部から構成されている。初

⁶¹ Republic of Mozambique, *Education Strategic Plan 2012-2016*.

⁶² *ibid.*

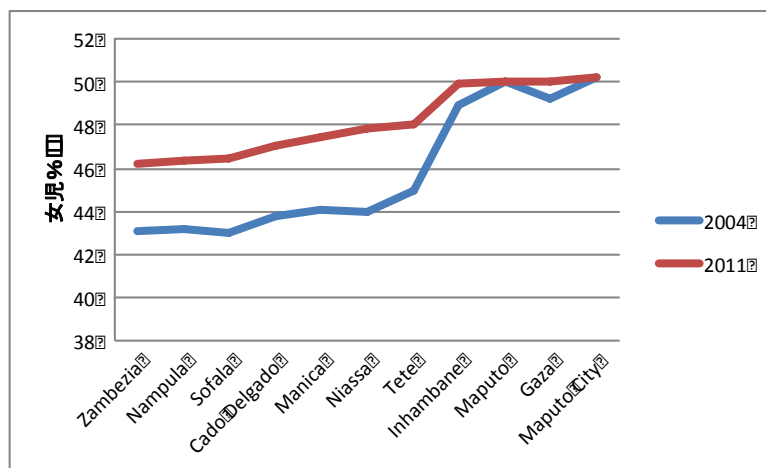
⁶³ Republic of Mozambique, 2014.

⁶⁴ 「モザンビーク国憲法 88 条」

⁶⁵ Ministry of Education, 2012. 2014 年の *Beijing+20 Mozambique Report* には、教育セクターにおけるジェンダー政策が作成されたと記載されているが、今回の調査で政策は入手できなかった。

等教育の授業料は無料だが、制服や学習に必要な物や、中等教育の授業料は自費である。

教育アクセスへの増加、教育の質やシステムの向上を優先課題とし、学校及び男女別のトイレの建設、ジェンダーの視点を持ったカリキュラムや教育教材の改訂、ジェンダー格差の軽減、女教師の採用増加などの努力を行ってきた結果、各々の教育レベル（初等から高等教育）による生徒数は2004年からの7年間で大幅に増加し（特に中等教育）、女生徒の割合も1.8%から6%の幅で増加した。また、初等及び中等教育における女児の割合も、2004年は各EP 45.3%、ES1 40.9%、ES2 39.2%だったのに対し、2011年には各EP 47.5%、ES1 47.3%、ES2 45.7%⁶⁶と上昇した。特にES2の増加幅は7年間に於いてかなりの進歩といえる。就学に関してもう一点重要な点は、女児の地域別の就学率である。下記のグラフ（図1）からもよくわかるように、2004年からの7年間に、モザンビーク全土において、女児の就学率は向上し、地域差もわずかながら縮まってきている。しかしながら、北部及び中部の女児就学率が南部に比べて低いという傾向は依然として続いている。また、州内でも都市部か農村部かということで就学率が異なることにも考慮する必要がある。



引用：モザンビーク国 教育戦略計画 2012-2016

図1：2004年と2011年の初等教育における女児就学率⁶⁷

就学率が増加してきた一方で、現在大きな課題となっているのが初等・中等教育の公定学齢より遅れた就学、留年、中途退学である。これは、男女共通の傾向といえる。2004年の教育改革以降、かなり向上してきたものの、授業の質、教師の能力、生徒数に対して教師数の割合が高いなどの問題がある。また、学用品など授業料以外のコストや中等教育以降の授業料（初等教育授業料は無料）の負担、学校までの距離や家事手伝い、更に女児に対するセクシャルハラスメントや暴力など、様々な障壁から学校へ通えず、授業についていけないなど、依然として課題が多い。初等教育では、結果として2010年と2012年の間に、履修率が男女共に下降線をたどっている。女児の場合、2010年は履修率が55.1%であったが2012年には48.1%まで下がった⁶⁸。

北部では、早婚や十代での妊娠の傾向や未だ女性に対する偏見が見られることもあり、就学と共に欠席率や中途退学率が高くなっている⁶⁹。女児の学校へのアクセス、継続率及び進学率を増加

⁶⁶ Ministry of Education. 2012.

⁶⁷ 日中、夜間、公立、私立、コミュニティ教育すべてを含む。

⁶⁸ World Bank. 2013.

⁶⁹ Tvedten, Inge. 2012.

させる努力の一面として、2012年からは教育省により'Zero Tolerance Campaign against harassment and sexual abuse of girls in schools'が実施されており、女兒の更なる教育へのアクセスと継続が期待されている。また政府は、中等教育において履修力の見込まれる低所得家庭出身の女兒に対する奨学金や、学用品の提供も計画⁷⁰しているようだが、このような計画がどの程度実施されたかは明らかではない。

〔職業・技術教育〕

モザンビークにおける職業・技術教育は、ベーシックレベルとミディアムレベルの2つのレベルがあり、各々3年間のプログラムで商業、工業、農業の3分野から構成されている。近年、政府は女性の職業及び技術教育へのアクセス増加を重要と捉えており、教育戦略計画では、目標のひとつに「職業・技術教育へのアクセスの改善と就学の継続を促進し、特に地域間とジェンダー格差に留意すること」を掲げている。女兒の職業・技術教育アクセスを増やすインセンティブの一つとして、一部又は全額の奨学金や衛生用品の支給が行われている⁷¹。政府の統計によると、2013年に職業・技術教育を受けた人口は11万3328人で、内36.6%に当たる4万1569人が女性であった。これは、2011年に比較すると2.6%の伸びだと報告されている⁷²。

〔ノンフォーマル教育〕

政府の統計によると、2003年は非識字率が男性44.6%、女性74.1%であったのに対し、2009年には男女とも10%あまり減少し、各々34.5%、64.1%であった。6年間に10%も改善されたものの、男女間の識字率の格差は未だに際立っており、女性と男性の教育機会へのアクセスの差が顕著だといえる。また、2007年の統計では、南北の地域差及び都市部と農村部の差もはっきりしており、当時の国の平均非識字率（総合）は50.4%であったのに対し、マプト市では9.8%、そして北部のカーボ・デルガード州では66.6%であった⁷³。モザンビーク政府は、貧困削減や生活向上において識字が重要だと捉えており、このような状況を背景に2010年以降、モザンビークにおける成人識字教育戦略2010-2015（Strategy of Adult Literacy and Learning in Mozambique 2010-2015）の実施を通して識字向上に取り組んでいる。同戦略は、政府と非政府組織が協力しあい、特に女性と女兒に配慮しながら、若者と成人の識字を向上させることを目標としている。そうすることにより、社会、政治、経済の発展過程において、市民が自らの権利を意識し、あらゆる社会・経済・政治活動への参加に繋がっていくのだと述べている。特に女性の識字率が低いことを重視し、女性や女兒に特記した活動目標や指標も立てている。

⁷⁰ Ministry of Education. 2012.

⁷¹ Republic of Mozambique. 2014.

⁷² *ibid.*

⁷³ その他の北部の州の非識字率は以下の通り：Niassa 62.3%/Nampula 62.4%/Zambezia 62.6% (Republic of Mozambique, *National Literacy and Adult Education Strategy 2010-2015*.)

3.2 保健医療分野

概要
(1) 現在、実施中の保健セクターにおける戦略計画2014-2019（Strategic Plan of the Health Sector PESS 2014-2019）では、「ユニバーサルヘルスカバレッジ⁷⁴」をビジョンとして掲げており、地方分権化を軸にした保健医療システムの改善、そして妊産婦死亡率及び新生児死亡率の改善やHIV/AIDSを含む感染症や慢性的な栄養失調の軽減を優先課題として、質の高い医療サービスとそのアクセスの向上に取り組んでいる。 (2) 保健省は、2009年以降「保健セクターにおけるジェンダー平等戦略」を実施しており、ジェンダー・フォーカルポイントの任命や保健関係従事者へ保健医療関係の従事者へのジェンダー研修の実施、性別データの採用に取り組んできた。 (3) モザンビークでは、2013年の時点で妊産婦死亡率が480/100,000と高く、妊娠中及び出産時のケア不足に加え、危険性の高い十代の出産も理由の一つに指摘されている。2013年の報告書⁷⁵によると、同国で18歳までに出産する女性は42%に達しており、特に、北部においては、早婚や初性交渉の年齢が他地域に比べて非常に低い。 (4) モザンビークにおける2013年のHIV感染率は、10.8%と世界の平均値（0.8%）から見ると依然として高いが、2007年の11.3%よりは若干改善されている。更に女性の感染率は男性の感染率より圧倒的に高く、全国で最も感染率の高いガザ州では、女性の感染率が29.9%にも上っている。特に複数パートナーとの性交渉の蔓延、避妊具の低使用率、頻繁な移動及び移民（特に南アフリカ共和国（以下、南アフリカ）への労働移民）などが原因の根底にある。

[ジェンダーに関する法的・政策的枠組み]

モザンビークでは、現在、保健セクターにおける戦略計画2014-2019（Strategic Plan of the Health Sector PESS 2014-2019）を実施中である。この計画は、ユニバーサルヘルスカバレッジをビジョンとして挙げ、特に地方分権化を軸にした保健医療システムの改善、そして妊産婦死亡率及び乳幼児死亡率の改善、HIV/AIDSを含む感染症や慢性的な栄養失調の軽減を優先課題とし、質の高い医療サービスの提供とそのアクセスの向上を目指す。ジェンダー主流化という点では、2009年に「保健セクターにおけるジェンダー平等戦略」が承認されて以来、ジェンダー・フォーカルポイントの任命、保健医療関係の従事者へのジェンダー研修の実施、性別データの採用⁷⁶等を通じた組織強化に努めている。

保健医療分野では、2009年以降、ジェンダーを組み入れた様々な政策が策定された。本報告書では下記のように政策を整理するに留め（表1参照）、特に関連深い政策についてのみ言及する。

⁷⁴ 「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる」こと（JICA ウェブサイトより引用（http://www.jica.go.jp/topics/notice/20130725_01.html））。

⁷⁵ UNICEF, *State of the World's Children 2013 Statistical Tables*.

⁷⁶ Republic of Mozambique, *Strategic Plan of the Health Sector PESS 2014-2019*.

表1：保健医療分野政策・計画リスト

保健医療全般
● Strategic Plan of the Health Sector PESS 2014-2019 (2014) ● Health Sector Gender Equality Strategy (2009)
リプロダクティブ・ヘルス
● National Health Policy and Sexual and Reproductive Rights (2012) ● A national partnership to promote maternal, neonatal and child health (2009) ● Waiting House Strategy for pregnant women and Traditional Midwife Strategy (2009) ● Integrated packages of Sexual and Reproductive Health Services ● Humanization Initiative for citizens on Maternal and Child Health (2010) ● National Family Planning Strategy (2010-2015) ● The first National Strategy for Preventing and Treating Obstetric Fistulas (2012) ● National Cancer Screening Program (for breast and cervical cancer) (2010)
HIV/AIDS
● National Strategic HIV/AIDS Response Plan (PEN III): ● National Survey on Prevalence, Behavioral, Risks and Information About HIV/AIDS:

[リプロダクティブ・ヘルス・家族計画]

World Development Report 2013によると2013年のモザンビークにおける妊産婦死亡率（出生10万人に対する死亡率）は480であった。年々、死亡率は減少傾向にあるものの、この割合はアフリカ南部諸国と比較すると依然として高い。妊娠中、出産、そして出産後の健診やケアや安全な施設へのアクセス不足が主な原因であり、2011年の助産専門技能者の介助を得た出産率は54.3%⁷⁷と低いのが現状である。その他の妊産婦死亡原因には、必要な薬へのアクセス不足や思春期中の女性の妊娠も挙げられている。モザンビークでは早婚、若年出産の傾向が強く、2002-2011年のデータ⁷⁸として18歳までに結婚する女性の割合は43%、18歳までに出産する女性は42%⁷⁹と報告されている。早婚・若年出産率は特に北部で高く、2009年の報告ではナンブラ州で平均結婚年齢が16歳であった⁸⁰。また、2005年の保健省の調査によると、15歳前に性交渉を初めて経験した女性の割合は、北部で35-45.5%、中部で16.7-24.9%、南部で15.8-25.1%となっており、北部の割合が遥かに高い。これは、家族や民族間の関係、経済的繋がりや貧困の為に早婚させざるを得ないというような伝統的な社会慣習や文化的背景が起因しており、社会環境は近年変化してきたものの、南部と北部を比較すると、北部により女性に不利な考え方が残存していることがわかる。このような早婚、十代の妊娠は、20歳以降の妊娠より危険性が高い⁸¹と言われ、また児童婚（公的には、2004年に制定された家族法で最少婚姻年齢は18歳となったが）は、身体や精神への影響に加えて、教育や雇用の機会喪失にも繋がっている。それ故、配偶者への経済依存、自分の権利に関する知識欠乏、男尊女卑の考え方や態度の黙認と、ますます女性にとって不利な状況を作り出している。

合計特殊出生率は5.3人⁸²と高く、主な理由は避妊具不使用（モザンビークは避妊具使用率が

⁷⁷ World Bank. 2013.

⁷⁸ UNICEF, *State of the World's Children 2013 Statistical Tables*. (<http://www.unicef.org/sowc2013/statistics.html>)

⁷⁹ データは 2007-2011。

⁸⁰ Tvedten, Paulo, and Montserat. 2008. 'Gender Policies and Feminization of Poverty in Mozambique.'

⁸¹ Gender Links. 2014. 'SADC Gender Protocol 2014 Barometer Chapter 6: Health.'

⁸² WHO. 2014. *World Health Statistics*.

12%⁸³とSADC加盟15か国の中で二番目に低い)や家族計画やリプロダクティブ・ヘルスにおける夫婦共同決定の欠如、早婚や十代の妊娠、そして残存する重婚に起因していると考えられる。都市部の合計特殊出生率が4.5人に対して農村部では6.6人であり、15-19歳の若年層の出生率(この年齢層の女性1000人当たりに対する)が、都市部で141に対して農村部183という2011年の政府の統計⁸⁴からも、農村部の出生率が特に高いことが伺える。

〔乳児死亡率(5歳未満)〕

2013年の乳児死亡率(出生1000人当たりの死亡率)は、平均で61.5(女児は57.3)で、5歳未満児の死亡率(出生1000人当たりの死亡率)は平均で87.2(女児は82.5)⁸⁵であった。死亡率はまだ高いものの、年々下がっており、2010年と比較しても乳児、5歳未満児両者とも10%以上減少している。死亡原因は、主に新生児での死亡が多く、5歳未満では、栄養失調や伝染病への感染⁸⁶が挙げられる。死亡率の男女比では、女児の生存率の方が高い。

〔HIV/AIDS〕

2013年のモザンビークのHIV感染率は10.8%⁸⁷と年々下がってきてはいるものの(2007年は11.3%)世界各国の中で上位を占める。2009年の調査⁸⁸によると(15-49歳対象)全国平均が11.5%、うち女性が13.1%で男性は9.2%と女性の感染率がかなり高い。更に地域別のデータを見ると下記のような非常に明確な地域間及びジェンダーの格差がある。

- 感染率は、男女共に南部で高く、北部で低い。
- 女性の感染率は、ガザ州で29.9%と圧倒的に高く、マプト市(20.5%)、マプト州(20%)と続いている。一方、男性の感染率は、マプト州で19.5%と一番高く、ガザ州(16.8%)、マニカ州(14.8%)となっている。
- 北部における感染率は、ニアッサ州では、女性3.3%、男性4.3%、ナンブラ州では、女性5.5%、男性3.3%と他州と比較してかなり低い。

同調査は、複数のパートナーとの性交渉の蔓延、避妊具の低い使用率、頻繁な移動及び移民(特に南アフリカへの労働移民)、物品との取引を目的とした関係、男性の割礼率の低さ⁸⁹を主なHIV/AIDS感染の原因に挙げている。南部の高い割合に関しては、特に家族と離れて南アフリカへの出稼ぎに行く男性労働者や坑夫、トラック運転手が他のパートナーから感染して祖国に戻って来た際に、避妊具を使用せずに配偶者と性交渉を行い、感染が広がるケースが多い。最も最近の性交渉におけるコンドームの使用状況の調査では、未婚者に比べると既婚者の使用率は、男女共

⁸⁴ Gender Links, *Gender Protocol Barometer Chapter 6: Health*, 2014.

⁸⁵ World Bank. 2013.

⁸⁶ Ministry of Health. 2013. *Strategic Plan of the Health Sector PESS 2014-2019*.

⁸⁷ World Bank. 2013.

⁸⁸ Instituto Nacio'nal de Sa'ude. 2012. 'National Survey on Prevalence, Behavioral, Risks and Information about HIV/AIDS.'

⁸⁹ 医学的に割礼をすると感染しにくいと立証されている (<http://www.who.int/hiv/topics/malecircumcision/en/>)

に6%、3%と非常に低いという結果も出ている⁹⁰。男性も女性も、パートナー間だけでなく、出産時に子供に感染してしまうという知識はある程度もっているのだが、避妊具はあまり使われていない。これを受け、政府、市民社会、援助機関もコンドーム配布やエイズに関する啓発活動に力を入れているが、対象となる男性が出稼ぎで国内に不在である等の理由で啓発活動を全体に行き届かするのは難しく、結果男性の危機意識は女性に比して低い。また、ジェンダー間に不平等な力関係があることから、女性が男性にコンドームを使用するよう説得できないなどの課題があり、啓発活動の成果が指標改善にそのまま結びつくわけではない、という状況も存在する。

⁹⁰ Instituto Nacional de Saúde. 2012.

3.3 農業分野

概要
(1) 農業セクター開発戦略計画 (Strategic Plan For the Development of Agriculture Sector –PEDSA 2011-2020) においては、横断的分野としてジェンダー平等や女性の役割向上を掲げている。 (2) 2005年以降、ジェンダー・フォーカルポイントの任命や「農業セクターにおけるジェンダー戦略」(Gender Strategy for the Agriculture Sector 2005) の策定が進められ、戦略では、性別に関わらず農民が生産資源や利益にアクセス及びコントロールできる平等な権利及び機会を保障している。また、普及サービス・研修、技術、資金、マーケットにおいても同様のジェンダー平等を推進・改善することを謳っている。 (3) モザンビークの女性の90%近くが農業に従事しているが、そのほとんどが自給自足農業や家族で行う零細農業への労働参加であり、資源、技術、資金、マーケットなどへのアクセスの欠如、並びに家事の役割負担から、収入に結びつく農業分野の経済活動に従事することが男性と比べると難しいのが現状である。 (4) 女性の農業従事者が多いにも関わらず女性の農業普及員は未だに少なく、2011年で全普及員に占める女性の普及員の割合は11%であった。これは、主に農業学校への参加が男性より困難なことや(2010年の報告によると女子生徒数は20%)、地域特有の文化による制約もあると考えられる。 (5) モザンビーク国憲法、家族法及び土地法によると、女性は男性と同等の土地使用権を持つことができる。しかし、1966年のポルトガルの相続民法や慣習法が未だに有効的で、女性の非識字や情報へのアクセスの欠如が障壁となり、女性が土地使用権を持つのは限定的である。

[ジェンダーに関する法的・政策的枠組み]

現在、実施されている農業セクター開発戦略計画 (Strategic Plan For the Development of Agriculture Sector –PEDSA2011-2020年) は、「競争力と持続性のある食糧供給保障及び農業生産者の所得に寄与し、社会的に人々の公平性を保障すること」を大目標とし、「農業活動における女性の役割を高めるとともに、社会および農業分野での全体的な公平性の進展に寄与すること」⁹¹を指針として掲げている。同戦略では、ジェンダーは横断的分野として扱われており、具体的には、「農業セクターにおけるジェンダー戦略 (Gender Strategy for the Agriculture Sector 2005)」(以下「農業ジェンダー戦略」) の実施に言及している。農業ジェンダー戦略は、2005年にジェンダー主流化政策の一環として、PEDSA策定前に実施されたPro Agri I (National Agriculture Program) の中で制定されたものである⁹²。同戦略は、「ジェンダーアプローチを通して脆弱な農業生産者が食料安全保障や収入を増やし、貧困削減や持続可能な開発に貢献出来ることを目指し、性別に関わらず農民が生産資源や利益にアクセス及びコントロールできる平等な権利及び機会を保障する」ことを謳っている。また生産資源のみならず、普及サービス・研修、技術、資金、マーケットにおいても同様のジェンダー平等を推進・改善することを目指している。しかし、すでに他援助機関から指摘があったように同戦略の評価が確認出来ていないため⁹³、同戦略の効果は不明である。現状を見直し改善する為には、10年間の期間で実施されているPEDSAの評価と合わせて、ジェンダー戦略の評価及び見直しが考慮されるべきである。

⁹¹ Republic of Mozambique, *Strategic Plan For the Development of Agriculture Sector –PEDSA 2011-2020*.

⁹² Pro Agri I は、農業セクターにおけるドナー協調のパイロットとして、マルチドナー支援によって 1998 年から始まった。その後、2010 年まで後身の Pro Agri II が実施された。Pro Agri I 実施中には、ジェンダーユニットの設立やジェンダー・フォーカルポイントが任命された。

⁹³ SIDA. 2010. *Gender Aware Approaches in Agriculture Programmes-Mozambique Country report*.

〔農業における男女の役割〕

2007年の世界銀行のデータによると、モザンビークにおける農業従事者の内、62%は女性が担っており、また女性の業種別の労働参加率を見ると、89%が農業に従事している⁹⁴。このデータから同国の農業は女性によって支えられているといっても過言ではない。一方で、ほとんどの女性は、自給自足農業或いは家族で行う零細農業の単純作業を担っている。土地や資源へのアクセスやコントロールが限られ、農業関係の起業が難しく、また農業労働や、家事・子供の世話などで多忙な為、報酬の多い農業の仕事に従事するのは難しい。

農業における男女の役割や特徴は、地域により多少異なる。南部では、男性が南アフリカへ出稼ぎに行き、不在である為、女性が世帯主となって農業を担っており、種まきや雑草抜き、収穫に加え、他地域では男性が行う田畑の清掃、耕作地整備、家畜の世話も行うことが多い。また、小規模ながら商業的農業に従事する女性もいる。また、伝統的な形態が色濃く残る北部では、女性が家庭の外に出ることを好まない為、南部に比べてより自給自足農業に従事する女性が多く、耕地整備のような重労働は通常男性が担当している⁹⁵。

〔女性の資源へのアクセス〕

女性は、農業生産や食料確保の重要な担い手であるにも関わらず、普及サービス・研修の機会、技術、生産資材（種子や肥料）資金、マーケット等へのアクセスや、これらすべてに関する情報が限られ、さらに営農や得られた利益に関する意思決定権を十分に持たない。農業セクターにおけるジェンダー戦略（2005年）では、このような女性の様々な制約を緩和し、男女が資源、利益、権利、機会等に対して平等なアクセスやコントロールを持つ事で、持続的な農業生産と貧困削減を目標にしている⁹⁶。しかし、前述のように同ジェンダー戦略が有効的に活用されていないため、女性の生産資源、生産資材等へのアクセスにどの程度変化があったか、変化によりどの程度生産性が上がったかなどの効果は不明である。政策の改善や、女性もアクセスしやすいマイクロファイナンスプログラムが増加しているものの、女性が実際資源や資金を男性と同様に利用出来るようになる為には、女性の生計向上と経済的エンパワーメントを通して、男性が女性の世帯への貢献を評価し、ジェンダー関係が改善されることが必須である。

〔農業普及サービス〕

女性の農業生産者が多いにも関わらず、モザンビークの全普及員に占める女性の普及員の割合は11%と未だに少ない（2010年のドナーの報告による）。また農業学校的女子生徒数の割合は全体の20%⁹⁷であった。特に北部では男性優位の文化色が強く、女性農民が男性普及員と活発にコミュニケーションを取ったり、発言するのは躊躇されることが多い。また男性普及員が女性農民に対して、女性農民が発言できる機会を作ったり、家事労働で多忙であることに配慮することはあまり期待出来ない。それ故、女性農民が自分達の要望や意見を自ら言える環境を作り、女性が適切

⁹⁴ Tvedten, Inge. 2012.

⁹⁵ ibid.

⁹⁶ Republic of Mozambique. 2005. *Gender Strategy in the Agriculture Sector*.

⁹⁷ SIDA. 2010.

な普及サービスを受け、生産性、生産量ひいては生計の向上を実現するためには、女性普及員の増加が不可欠であると考えられる。また、女性のニーズに合った研修やサービスを目指すためには、男性普及員が女性が担う役割やそれに基づく女性のニーズを理解し、普及サービスや研修を行う際に十分考慮できるよう、男性普及員に対してジェンダー研修を行うことも必要である。

農業省の普及員になるためには通常農業学校に通う必要があるが、女子生徒の割合は20%と低く、家庭や文化事情から女性の参加には壁があることがわかる。近年はFarmer Field SchoolやNGO主催のコースに参加する女性が増えているようだが、学校を卒業しても、遠隔地に住むことや、家事や育児を担いながら、大型バイクに乗って遠隔地に通うことを望まない女性も存在するなど、女性普及員の増員には雇用の確保以外にも社会保障制度の充実、インフラ整備等の要素も関係しており、時間がかかると思われる⁹⁸。

〔土地所有〕

モザンビークのすべての土地は国有であるが、1997年に制定された土地法は、土地の使用権（DUAT -Right of Land Use and Benefit title）による利用を認めている。この権利は、所定の手続きを経て政府に正式に登録することができる⁹⁹¹⁰⁰。また、モザンビーク国憲法及び家族法によると、男女は平等の権利を持ち、夫婦は共同で財産を所有、相続することになっている。つまり、憲法の下での土地法や家族法により、公には女性も男性と同等の土地使用権が持てるようになった。そのような中、土地法と家族法により、配偶者の死亡時に女性は、土地使用権を継承できるようになったことも大きな進歩であった。

その一方で、独立後も未だ有効である1966年に制定されたポルトガルの相続民法は、男性の財産所有・相続を優勢としているため土地法と矛盾しており、現在、同法律の改定が進められている。更に法律上では不平等が緩和されつつあるものの、実際には女性の権利が尊重されず、女性は家族や夫を通じて土地へのアクセスを得る、という慣習が重視されていたり、非識字というハンディも重なり、女性が土地法や家族法について知らず、女性が土地を相続することや自分名義の資産を持つケースは限定的である。¹⁰¹

⁹⁸ DPA Nampula とのインタビューによる。

⁹⁹ DUAT は下記の三タイプに分けられる：（1）伝統的慣習による占有（個人およびコミュニティ）
（2）善意による 10 年以上の占有（個人）（3）政府への申請による獲得（個人および企業などのグループ）

USAID. 2011. *USAID Country Profile, Property Rights and Resource Governance, Mozambique*.

¹⁰⁰ 同法では登記は義務とされておらず、登記なしでも上記（1）（2）に該当する土地については、土地使用権が認められている。

¹⁰¹ USAID. 2011. USAID. 2014. NORAD. 2012. 'How to support Women's Land Rights in Mozambique,' Land Governance for Equitable and Sustainable Development.

(<http://www.landgovernance.org/assets/2014/05/Mozambique-Factsheet-2012.pdf>) posted in May 2014.

3.4 雇用および経済活動分野

概要
(1) 2007年に改定された労働法は、男女の雇用均等を原則として、セクシャルハラスメントを含むハラスメントが反則行為であること、産休・授乳休憩を認める条項が含まれているものの、女性の実際のニーズに対応するまでには至っていない。 (2) 2005年まで女性は男性の許可なしにはビジネスができなかったが、2005年の商業法の改定により、公には女性も自分名義で会社（事業）の登録、ローンの利用、そしてビジネスを営むことができるようになった¹⁰²。 (3) 女性の95%以上が単純労働（農業・非農業）に従事しており、そのほとんどは自給自足農業あるいは家族が営む零細農業である。女性の資源や土地へのアクセス及びコントロールに制約があり、商業的農業に従事出来る女性はごく僅かである。 (4) 北部では、宗教及び文化的制約からあまり家庭外と接触のない自給自足農業に留まる女性が多いが、南部では、出稼ぎで不在の男性に代わって小規模な換金作物の栽培やインフォーマルセクターでのビジネスに携わる女性もいる。また、都市部、農村部によっても女性の経済活動における役割が異なる。 (5) 金融へのアクセスの欠如は、女性がビジネスに携わるうえで大きな壁であるが、近年は徐々に女性を対象にするマイクロファイナンス機関や銀行プログラムが増えてきた。しかし、首都や都市部以外の女性にとっては、未だ機会も情報も限られている。

[ジェンダーに関する法的・政策的枠組み]

2007年に改定された労働法には、男女の雇用均等を原則として、セクシャルハラスメントを含むハラスメントが反則行為であることが記載されている。また母親及び父親産休の条項が含まれ、妊婦に対する労働の軽減、本人からの要望を無視した人事異動の禁止、60日の産休や1日2回各30分（或は1回1時間）の授乳休憩、1日間父親産休の公認などの配慮と努力が見られる。しかし、CEDAW Shadowレポートでも指摘されているように、ジェンダー格差のない雇用をモニタリングするシステムの欠如、実際のニーズに対応していない産休や授乳時間など課題が残る¹⁰³。2005年に商業法が改定され、公には女性も自分名義で会社（事業）の登録、ローンの利用、そしてビジネスを営むことができるようになったが、未だに社会文化に沿った考え方が優先される場合も多く、特に北部では女性が家庭から出て、ビジネスを営むには壁がある。

[女性の雇用・経済活動]

World Development Indexによると2013年のモザンビークにおける労働参加率は、女性86.3%、男性82.6%、平均84.5%であった。世界経済フォーラムの2014年ジェンダーギャップレポートでも、労働分野では、モザンビークは1位に入っている。一方で、下記の2つの表（データは2013年以前）からモザンビーク女性の従事する労働が、利益に結びつく労働ではなく、非常に不安定で脆弱な労働であることが一目でわかる。同国の女性のほとんど（89.3%）は自給自足農業に携わっており、更にジェンダー別の技術の割合においては、女性の大半（88.2%）が単純作業に従事している（表2・表3）。資源や土地、資金、技術へのアクセス及びコントロールが限られている女性にとって、

¹⁰² Associação das Mulheres na Comunicação Social, and 8 other organizations. 2007. Republic of Mozambique. 2005. SIDA. 2007.

¹⁰³ Associação das Mulheres na Comunicação Social 他 8 団体. 2007. *Stage of implementation of the CEDAW in Mozambique (Shadow Report)*.

報酬ある商業的農業に従事することは容易ではない。

表2：セクター及びジェンダー別の労働参加率（%）

セクター名	セクター別		ジェンダー別	
	男性	女性	男性	女性
農業	37.9	62.1	67.5	89.3
鉱業	83.7	16.3	0.7	0.1
生産業	90.3	9.7	1.6	0.1
建設業	96.9	3.1	4.7	0.1
運輸・交通	96.0	4.0	2.3	0.1
商業	59.3	40.7	10.0	5.5
サービス業	65.1	34.9	7.6	3.3
政府	75.3	24.7	5.5	1.5
参加率*	44.6	55.4	78.8	82.0

出典：モンビーク政府 2005・Tvedten, Paulo, Montserrat 2008

*15-60 歳の活動可能人口のうち雇用された男女

表3：モザンビーク労働力の技術及びジェンダー構成（%）

	技術別のジェンダー割合		ジェンダー別技術割合	
	男性	女性	男性	女性
単純農業労働	41.0	59.0	67.0	88.2
技術農業労働	74.7	25.3	7.8	2.4
単純非農業労働	69.9	30.1	18.0	7.1
技術非農業労働	74.8	25.2	5.8	1.8
高技術非農業労働	74.7	25.3	1.4	0.4
平均／合計	47.8	52.2	100.0	100.0

出典：世界銀行 2007・Tvedten, Paulo, Montserrat 2008 より一部抜粋

更に2006年の貧困と脆弱性調査によると、女性がほとんどの家事（料理、水汲み、洗濯、掃除、薪集め）を担っており、男性が報酬のある労働に従事する時間に、女性は多大な労働力を現金収入のない労働に注がなくてはならないことも明らかである。

政治や行政において女性が意思決定レベルに参加している割合は、他国と比較すると非常に高いものの、政府関連の職業に就いているのは、女性人口のわずかに過ぎない。そのような中、農業以外の女性の労働者を増加させる動きも徐々に始めている。政府は、公共事業契約において、25%の雇用を女性に割り当てるクォータ（割当制度）を設け、女性の雇用創出に取り組み始めた。また、2011年以降、国家雇用・職業訓練機構（National Institute of Employment and Vocational Training : INEFP）主催の公共及び民間企業セクターの専門家研修を受講した女性の割合は年々上昇しており、2013年には、71,759人の受講者のうち、半分以上が女性だった¹⁰⁴。更に近年、女性を対象としたマイクロファイナンスプログラムや援助機関がサポートする女性のビジネスを支援するプログラムも増えてきていることから、女性の現金収入に繋がる雇用創出が期待される。

〔女性の労働・経済活動の地域差〕

上述のように女性の多くは農業に従事しているものの、文化や経済発展を背景にした地域差がある。北部では、宗教・文化的制約から家庭の農業に留まる女性が多いが、南部では、出稼ぎで不在の男性に代わって小規模な換金作物の栽培や路上販売などインフォーマルな商業に携わるこ

¹⁰⁴ Republic of Mozambique. 2014.

ともある。特にインフォーマルな商業においては、北部では従事している大半が男性であるのに対し、南部では女性が主な担い手となっている。また、出稼ぎで不在である男性の穴埋めで、都市部に出て賃金のある職に就く女性もいる。更に、地域の中でも都市部と農村部では状況が異なり、北部の都市部では、近年の経済発展に伴い、女性でも家庭の外で経済活動をする女性も出て来ている。

[金融・マイクロファイナンスへのアクセス]

モザンビークの女性にとって、農業においても、ビジネスで起業するにおいても、大きな壁の一つは資金へのアクセスである。その理由には、識字力の欠如¹⁰⁵、高い利率、夫の許可が必要である（商業法改定前）などが挙げられる。近年は徐々に女性へマイクロファイナンスへの窓口が開かれつつあり、女性を対象にする機関やプログラム（例えばCooperativa Crédito das Mulheres, Fundo de Desenvolvimento da Mulher, Mulher Caixa de Poupança e Créditoなど）やBCIのような大手の銀行やGAPI（Gabinete de Consultoria e Apoio à Pequena Industria）、マイクロファイナンス機関も女性が参加しやすいような運営を行うようになってきた¹⁰⁶。しかし、これらのアクセスは都市部が主であり、地方の農村部では、資金へのアクセスも情報も未だに限られている。2006年に政府が始めた郡開発基金（District Development Fund : FDD）¹⁰⁷は、女性にも門戸が開かれている。政府の統計によると女性受益者は男性に比べると低いものの、女性の受益者は増えつつあり、南部では女性受益者が37%の州もあった¹⁰⁸。他方、北部や中部では女性受益者が17-24%と南部と比較してまだ低い。

¹⁰⁵ SIDA, 2007.

¹⁰⁶ GAPI は女性起業家育成を優先順位の一つに置き、BCI は BCI Women Business という女性起業家を対象にしたプログラムを設けている（CaDuP ジェンダーリポート）。

¹⁰⁷ The District Development Fund is a government-led decentralized loan scheme for which the government allocates the central funds to 128 districts to benefit those who don't have access to loans from commercial banks.

¹⁰⁸ Ministry of State Administration, 2013.

4. JICA事業におけるジェンダー主流化状況およびジェンダー主流化に向けた教訓

2014年4月現在の対モザンビーク国事業展開計画は、「潜在力を活かした持続可能な経済成長の推進と貧困削減」の基本方針（大目標）の下、(1) 回廊開発を含む地域経済活性化、(2) 人間開発、(3) 防災・気候変動対策の3分野を重点分野としている。本調査では、下記の通り、(1)(2) 分野における5プロジェクトを対象にジェンダー主流化状況及び主流化に向けた教訓のレビューが実施された。

重点分野	開発目標	プログラム	案件
重点分野： 回廊開発を含む地域 経済活性化（中目標）	開発目標1-1 （小目標） 回廊開発支援	ナカラ回廊開発・ 整備プログラム	ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト
	開発目標1-2 （小目標） 農業開発	農業技術支援 プログラム	ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト
	開発課題1-3 （小目標） 産業開発	産業振興 プログラム	一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト
重点分野2： 人間開発（中目標）	開発目標2-1 （小目標） 保健・医療	基礎保健改善 プログラム	ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト
	開発目標2-3 （小目標） 給水・衛生	給水・衛生改善 プログラム	ニアッサ州持続的的地方給水・衛生改善プロジェクト

4.1 ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト (ProSAVANA-PEM)

(プロジェクト実施予定期間：2013年5月～2016年6月予定)

プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況

本プロジェクトは、「日本・ブラジル・モザンビーク三角協力によるアフリカ熱帯サバンナ農業開発プログラム (ProSAVANA)」を構成する三プロジェクト¹⁰⁹のうち的一本柱であり、プロジェクト対象地区¹¹⁰において、営農規模に応じた農業開発モデルを適用し、農業生産量の向上を行うことを目的としている¹¹¹。モデル策定と農業普及サービスの改善が主な目標であり、同プロジェクトでは、5つのモデル¹¹²が提唱された。モデル策定にあたり、コミュニティにおける聞き取り調査や、詳細デザイン作成を進めていくと、伝統社会の中で女性が直面する課題（女性がほとんどの家事を担い、資金へのアクセス及びその利用決定権がないため、なかなか自給自足以外の農業に携われない、及び発言力がないなど）が明確化されてきた為、別途女性にフォーカスを置いたアプローチも取り入れることが提案された。モデル1は、当初男女の零細農民を対象としていた。特にモザンビーク北部に見られる伝統文化や慣習をもとにしたジェンダー関係などに配慮しつつ、女性のための貯蓄グループの組織化やマイクロビジネスを支援し、女性の生計向上や互助活動の促進を目指す活動がモデル1のアプローチ2として実施されることになった¹¹³。

アプローチ2の初期対象コミュニティ¹¹⁴では、ジェンダーベースライン調査を通して、女性のおかれた環境や、男女の役割の把握をし、ジェンダー研修では、女性のみだけではなくモデル1に参加している男女農民とその配偶者（夫婦での参加が基本であり、寡婦/寡夫やシングルマザーの場合は家族の男性メンバーをペアとする）に対して行われた。参加者は、夫婦でジェンダー平等の考え方、役割、資源や現金へのアクセスとコントロール、年間の日常活動について話し合うことにより、男女の役割分担や相互補助、資源の分かち合いによる家庭の生計向上について学んだ。現在、モデル1は実施から1年しか経過していないため、生産性向上に向けた普及サービスや、共同作業確立の成果を評価するには時期尚早であるが、その為のジェンダー平等への土台は徐々に築かれている¹¹⁵。ここで重要な点は、夫婦間のジェンダー関係が変化したことにある。まず、プロジェクト開始前は、役割分担を夫婦間で話す事はなかったが、今日では話し合いをし、夫は妻の労働の手伝いをするようになった。次に、以前は一緒に稼いだお金は夫が管理をしていたが、今では妻が管理をし、使用の用途を決めることさえ出来るようになった。更に、女性メンバーが

¹⁰⁹ 他の二プロジェクトは、ナカラ回廊農業開発研究・技術移転能力向上プロジェクト (ProSAVANA-PI) 及びナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト (ProSAVANA-PD) (JICA 事前事業評価表による)。

¹¹⁰ 初期対象州は、ナンブラ州、ニアサ州、ザンベジア州の3州であり、対象郡やコミュニティは、事前調査や州及び郡レベルの関係者及び受益者とのコンサルテーションを通して最終決定がなされた。

¹¹¹ JICA (2014) 「ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクトプロジェクト業務進捗報告書」国際協力機構

¹¹² モデル1-零細農家コミュニティ支援モデル；モデル2-アソシエーション支援モデル；モデル3-農業協同組合支援モデル；モデル4-契約栽培（アウトグロアースキーム）モデル；モデル5-バリューチェーン構築モデル (ProSAVANA プロジェクトチームインタビューによる)。

¹¹³ ProSAVANA プロジェクトチームへのインタビューによる。

¹¹⁴ ナンブラ州 Rapale 郡 Namitartar, Muassiw, Nacua, Muassiquissa。

¹¹⁵ Rapale 郡の受益者（女性農民貯蓄グループ）、プロジェクトチーム、カウンターパートであるナンブラ州農業局農業サービス局スタッフや Rapale 郡経済活動サービス局スタッフへのインタビューによる。

行っている貯蓄や、その一部で行っているソーシャルファンド¹¹⁶の利点を、夫婦間で理解するようにまでなった¹¹⁷。女性メンバー達が1年の活動を通して自信を確立したことは、関係者のみならず、女性メンバー達自身も証言している¹¹⁸。女性メンバー達は、自分達の貯蓄・クレジットシステムを使って始めたマイクロビジネスや、余剰生産物の販売を広げる為、次の段階は販売所を設立する予定であり、これらの活動も夫達の支援を得て行うことになっている。

ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題

前述のように、モデル1が一定の成果を出すに至るまでには、様々なジェンダー平等に向けた配慮がなされた。ジェンダー研修が、対象コミュニティで前向きに受け入れられた背景には、まず、参加者の都合に応じて研修を早朝に始め、半日で終え、子供達も連れて来て良い環境を作ったことにある。またイスラム教徒が多いので金曜日は避け、学校施設を利用出来る土曜に行くなどの細かい配慮があった。ジェンダー役割分担を夫婦で共に考えられるよう、研修は夫婦での参加を原則とし、その一方で、グループ議論では男女を分けて発言しやすい環境作りも行われた¹¹⁹。このように北部地域で多いマクア族の男性優位重視、女性の生計に関する発言力の弱さといった特徴や、イスラム教徒などの文化慣習を考慮したアプローチがここまでの成果に現れているようである。

一方で課題も山積みである。プロジェクト活動のリーダーシップをとるキーファーマー（農民をまとめるリーダー役）は男性のみであり、女性はいない¹²⁰。通常、キーファーマーはコミュニティによって選出されるのだが、男性優位の社会で女性の地位や発言権が弱いことに加え、女性のリーダーシップ力不足や低識字率など役割を遂行する条件を満たしていない、女性は家事や子供の世話を担っていて多忙である、などの理由から女性がキーファーマーになるのは容易ではない。ある対象コミュニティでは、1人の女性がキーファーマーとして研修に参加する予定であったが、結局参加せず、キーファーマーにはならなかった¹²¹。このような状況の中、少しでも女性がリーダーシップ役を務められるよう、プロジェクトは州農業局（DPA）や郡経済活動事務所（SDAE）と相談した結果、女性3人にAnimadores（農民との橋渡し役としてキーファーマーを支援する役）を任せることをコミュニティに提言し、この提案が受け入れられることになった。

調査対象地では女性農業普及員が少なく、前述のような文化的障壁など（3.3の「農業普及サービス」参照）が主な理由と考えられる。業務環境に関しては男女共通の課題ではあるが、女性を増加させるためには、女性が安全だと感じて職務に就けるような環境を整える努力が必要である。女性でも安全にバイクに乗れるようにバイクのサイズを見直したり、バイク免許取得の支援、家族を連れて移動出来るような居住環境作り¹²²、担当範囲の縮小など、女性のニーズに応じた配慮

¹¹⁶ メンバーが貯蓄の一部を当てて、メンバーの緊急事態（家族の疾病や死亡）やコミュニティの行事に使用する目的で作られたファンド。

¹¹⁷ Rapale 郡の女性農民貯蓄グループとのフォーカスグループディスカッション（FGD）による。

¹¹⁸ Rapale 郡の女性農民貯蓄グループとのフォーカスグループディスカッション中にも彼女達の自信を持った受け答えは確認されている。

¹¹⁹ プロジェクトチームへのインタビューによる。

¹²⁰ キーファーマー及びサブはコミュニティリーダーが指名することになっており、両者とも通常男性が選ばれる。

¹²¹ プロジェクトチームへのインタビューによる。

¹²² DPA Nampula 担当者は、住居支給の努力はしているが、予算不足でなかなか対応出来ないのが現状だと話していた。

をすることで女性普及員を増やし、女性農民をより生産性の高い農業に巻き込めるようになると考えられる。このような対応には確かにコストはかかるが、農業の担い手である女性のエンパワーメントが長期的には生産性や生計の向上に繋がるという点では必要な投資であると言える。

また、今後の課題としては、他のモデルにおいてモデル1アプローチ2の教訓をどのように活用し、ジェンダー関係を改善していくか、という点があげられる。アソシエーション支援¹²³を行っているモデル2は、男女両方を対象にしているものの、女性のアソシエーション内での地位や発言力は非常に弱い¹²⁴。この関係を変えて行くためには、(1) 女性の活躍や相互補助が家庭、そしてアソシエーション全体の生計向上に繋がるということの理解と(2) アソシエーション内における女性の地位・発言権向上の為の環境作り（例えばリーダーに対する啓発活動と研修、女性グループメンバーの自信向上研修）が必要である。プロジェクトは、会計知識と技術が女性の地位と発言力向上のエントリーポイントになると考え、会計の研修を行う予定である。この先、研修結果がどのようにアソシエーション内のジェンダー関係を変えるきっかけとなるのかのモニタリングと効果の分析が期待される。その他のモデルにおいても、各モデル組織におけるジェンダー関係を観察、話し合い、分析し、男女の力関係を変革していくことや自信向上のエントリーポイントを見つけることが大切である。また、3.3農業分野でも述べられているように女性普及員の増加や男性普及員に対するジェンダー研修も女性の組織内における関係や地位改善に繋がると考えられる。各々のモデルにおいて、多少なりともジェンダー関係に変化をもたらし、農業の担い手である女性の研修や必要な生産資材へのアクセスを向上させることは、最終目標である農業生産増加、貧困削減への貢献に繋がっていくと言える。

¹²³ アソシエーションモデル：小規模農家の営農サービス窓口となるアソシエーションの組織強化を実施するモデル。

¹²⁴ ProSAVANA プロジェクトチームへのインタビューによる。

4.2 ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト

(プロジェクト実施期間：2011年2月～2014年11月予定)

プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況

本プロジェクトは、2007年3月から3年間実施された技術協力の「ショクエ灌漑スキーム小規模農家総合農業開発プロジェクト」に続き、ショクエ灌漑地区の対象地域における稲作の生産性、及び農家の稲作の年間収入の増加を目指して実施された。プロジェクトチームは、プロジェクト策定当初から、対象地域における農業の担い手の半数以上が女性であることに注目した。そして、男女の役割に留意しながら女性農民の意見も取り入れ、女性も研修や協議に参加しやすい環境づくりに重点をおいた¹²⁵。

ここで留意すべき事項としては、ガザ州、特にショクエ郡では男性の多くが南アフリカ共和国や都市部に出稼ぎに出ているため、女性が主体的になって農業を支えているという特徴である。実際、プロジェクトの対象4地区の参加者のジェンダー比は、女性84.1%に対し男性15.9%¹²⁶と圧倒的に女性の参加者の方が多い。グループリーダーも、4グループでそれぞれ男女2人ずつであった。また、全国では女性の普及員が非常に少ないと言われている中で、ガザ州では49名中30%が女性である。ショクエ郡においては10名の普及員は男女各5名となっているが、プロジェクトが特に積極的に女性を採用したという訳ではない。女性メンバーが多い事もあり、女性リーダーのグループ内では良好なコミュニケーションが確認されている¹²⁷。

女性が農業の主たる担い手という状況において、本プロジェクトでは女性の声に耳を傾け、地域のニーズに合った環境づくりを行った。例えば、田植えと直播きでは、田植えの方が生産性は高いが、女性、特に高齢化している農民にとっては労働が過酷な為、直播きの選択を尊重し、種まき機に関しても女性の意見を取り入れて人力種まき機の軽量化を図ったり、将来的にも牛を利用した種まき機を利用することにより労働を軽減することが検討されている¹²⁸。

ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題

これまで述べてきたように、一口に女性といっても置かれた環境により状況が異なる。男性不在の為、女性が農業の大部分を担う一方で、女性の家事等の負担も大きいというガザ州特有の環境の中で、現地の女性達のニーズに合うように、プロジェクトが柔軟に実施されたことは非常に重要な点である。このようにプロジェクト策定時から、地域毎、或いはコミュニティーによって異なる背景や状況に着目することは、ジェンダー主流化において必須である。

現在、次の灌漑地区の稲作における生産向上のスキームとして、中部で類似のプロジェクトを実施することが検討されている。ここで留意すべきことは、ガザ州と中部では、伝統文化や農民の構成が異なるということである。ジェンダー関係も変わってくるため、プロジェクトの案件形成時やベースライン調査においてもジェンダー調査を行い、どのように女性の意見を取り入れて

¹²⁵ JICA「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト 事前事業評価表」

¹²⁶ プロジェクト専門員へのメールを通じたインタビューによる。情報の出所はショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト業務完了報告書 添付資料6「成績書 8-1 成績書」

¹²⁷ プロジェクト専門家へのメールを通じたインタビューによる。

¹²⁸ JICA 本部農村開発部担当者へのインタビューによる。

いくか、どのように女性を普及員やリーダーとして巻き込んでいくかについて考慮する必要がある。また、これまでに中部で実施してきた（或は現在実施中の）他のプロジェクトからも、プロジェクトの枠を超えた情報共有により、教訓を活かすことができると考える。地域は異なるが、ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクトでは、夫婦と一緒にジェンダー研修に巻き込み、男女の役割や相互扶助について理解を深めるアプローチをとった。もし、このアプローチの効果が高ければ、類似のアプローチを実施することも考えられる。

ガザ州や同プロジェクトの女性普及員が多い背景として、男性の不在に伴う女性の農業における役割が主たる理由として挙げられる。3.3 農業分野の「農業普及サービス」でも触れたように地域によっては、女性がバイクで遠隔地に行くことや派遣地での居住環境が女性の普及員がなかなか増えない理由のようだが、ガザ州でもそのような条件は同様なはずである。もし、ガザ州に女性普及員が多い理由に男性不在以外の理由や工夫があるのであれば、その分析をし、同様の工夫を中部で活用することも考えられる。

4.3 一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト

(プロジェクト実施期間：2013年1月～2016年12月予定)

プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況

中小零細企業の育成は、モザンビークにおいて大きな課題である。2003年に設立された中小企業振興機構（Institute for Promotion of Small and Medium Enterprises：IPEME）は、起業家育成支援、及び地方特産品の付加価値の向上を支援に取り組んでおり、その一環として一村一品（Cada Distrito Um Produto: CaDUP）プログラムを実施している。JICAは2010年から2年間専門家を派遣し、一村一品活動の立上を支援した後、2013年からは当該国の地域産業振興に向けた実施体制が構築され、中小企業/生産者グループに対する行政サービスの向上を目指して、本プロジェクトを実施している¹²⁹。

本プロジェクトでは、プロジェクト策定時からジェンダー視点を持ったベースライン調査やモニタリング、女性の積極的参加の推進を掲げており、実施開始から1年半が経過した現在、すでに様々な活動が行われている。また、IPEMEには女性職員が多く、チーフカウンターパートである女性職員自身がジェンダーに精通していること、そしてJICAのプロジェクトチーム側にもジェンダー分野の専門家を入れていることが、実施において常にジェンダーの視点を持つ要素にも繋がっている。

プロジェクトの開始後間もなく行われたベースライン調査（対象5州98サンプル）では、女性参加の現状を把握する為、中小零細企業/生産者グループ代表者の性別、常勤従業員のジェンダー比率、非正規従業員のジェンダー比率、女性社員に対する優遇措置の有無などの女性の雇用状況を把握する質問事項も盛り込まれた。調査の結果、企業代表者のうち女性の占める割合は平均31%、常勤従業員のうち女性の割合は平均46%であり、比率はマプト州で高い一方、他州、特にナンブラ州では低いという地域差も明らかになった¹³⁰。続いて行われたジェンダーに関する聞き取りでは、女性の社会参加による家庭や地域発展への貢献及び意義、女性の経済活動参加による生計向上へのインパクト、文化及び伝統による制約、女性起業家に対する金融・研修等のアクセスの有無、女性の活躍に期待される分野など¹³¹、もっと踏み込んだ質問を含め、女性が現在置かれているビジネス環境、社会文化面における課題及び可能性の把握に努めた¹³²。本プロジェクトでは、更に、別途ジェンダー調査を実施し¹³³、ジェンダー関連指標や政策、女性起業家の活躍状況、アクセスしやすい金融機関の情報、成功事例などの最新情報を収集して女性起業家が参加しやすい環境作りに役立てている。これらの調査により、モザンビークには、女性団体、女性起業家のためのアソシエーション及び女性が起業する為の貸付を行う金融機関が存在することが明らかになった。CaDUP事業への参加登録データは性別が別になっており、現在は3割が女性である。また、性別毎の従業員数や交通手段、コミュニケーション手段など詳細まで記入することになっており、

¹²⁹ 専門家派遣期間の2年間の対象地域は、マプト州、ガザ州、イニャンバネ州の3州であったが、その後ナンブラ州とザンベジア州も加わり（プロジェクトの一部のコンポーネントのみ）、現在は5州が対象になっている。

¹³⁰ JICA CaDUP プロジェクトチーム（2014）「モザンビーク地域産業振興プロジェクトにおけるジェンダー配慮にかかる取組み」

¹³¹ JICA「モザンビーク国一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト 業務進捗報告書（2）」

¹³² 2014年9月現在、すべての回答が収集出来ていない為、聞き取りは進行中である。

¹³³ CaDUP Project, 'Report on Women Empowerment.'

このような詳細情報はその組織全体の分析だけでなく、女性が経営する企業の業種、ジェンダー平等への課題、女性組織のトレンド等を分析する材料にもなる。

本プロジェクトは、徐々にジェンダーに関する知識の向上にも取り組んでいる。IPEME、州及び郡レベルのフォーカル・ポイントに対する研修では、ジェンダーの基礎知識や視点の持ち方のセッションが開かれ、今後もリフレッシャーコースを実施することがすでに検討されている。また、CaDUP事業に登録した中小零細企業やグループに対するビジネス研修においてもジェンダーの視点に関する講義を行う予定である¹³⁴。

ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題

本プロジェクトは、女性が多く原材料生産の主たる担い手であること、ビジネスにおける女性の潜在性及び弱点、モザンビークにおける女性の多面的役割や責任（妻、母としての家庭内での他の役割）にも配慮しながら常にジェンダー視点で取り組んでいる。具体的には、まず受益者に対する説明会や基礎ビジネス講座を開催する際に、参加者の開催時間に対する要望を取り入れ、子供同伴でも参加可能な環境づくりが挙げられる。また、識字率の違いやポルトガル語の理解力の違いを考慮し、対象グループによって説明のレベルを変えたり、研修教材には文字を使いすぎずに絵を使用したり、議論する時間を設けるなどの方法¹³⁵も今まで参加の機会がなかった女性や脆弱な人々を積極的に巻き込んでいくことを可能にする手法である。更にIPEME、州や郡レベルのフォーカル・ポイント、及び受益者に対するジェンダーの研修では、実践研修と組み合わせることでジェンダーと活動内容を関連づけ、リフレッシャーコースを開催することで、ジェンダー視点の意識化を行うなど効果が高まるようなアプローチを取っている。このアプローチは、他のプロジェクトでも積極的に活用していくことが出来ると思われる。

同プロジェクトの中で、様々なアクター間のパートナーシップを構築するために、関係者をより一層側面支援していくことで、女性がビジネスに従事する機会を創出することに貢献することが出来ると考えられる。これまでは、女性の資金アクセスの欠如が女性の起業に大きな壁となっていたが、近年、民間の銀行を含めて女性に対するマイクロファイナンス及び貸し付けのプログラムが増えつつある。IPEMEがこれらのマイクロファイナンスや女性向けの銀行のプログラムと提携し、広く情報を共有することにより、女性組織の資金へのアクセスがより容易になると思われる。更に、District Development Fund 実施とのリンクに着目して、州女性局と協力することや州の女性のビジネスアソシエーションと連携を深めることで、CaDUP事業の活性化と同時にパートナーもCaDUP事業から学ぶという相乗効果も期待出来る。

¹³⁴ CaDUP プロジェクトチーム ジェンダー担当者へのインタビューによる。

¹³⁵ IPEME カウンターパート及びプロジェクトチーム ジェンダー担当者へのインタビューによる。

4.4 ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト

(プロジェクト実施期間：2012年2月～2015年1月予定)

プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況

2009年のデータによれば、ガザ州のHIV感染率は25.1%とモザンビーク国内で最も高く、また男性の感染率が16.8%であるのに対し、女性の感染率は29.9%と全国第一の感染率になっている¹³⁶。男性の感染率は、女性よりは低いものの全国で第二番目である。更に同州ではエイズ関連の疾患による死亡が最も多い(40.7%)と言われている¹³⁷。このような状況下において、感染率の低下及び予防を支援する為、本プロジェクトが要請され、実施されることになった。州のHIV/AIDS新規感染者の数を減少させるという目標に向けて、本プロジェクトは州エイズ対策委員会の調整能力強化、HIV/エイズの地方分権化における郡フォーカル・ポイントの能力強化、ニーズにあったエイズ予防のIEC (Information, Education and Communication) の実施を三本柱としている。

プロジェクト策定の段階から女性の感染率の高さに留意し、政策実施レベルでの支援と共に男女及び地域のニーズに合ったIEC教材の作成や予防啓発が活動として盛り込まれた。予防啓発の一環として、コンドーム作業部会¹³⁸やワークショップが開催され、男女それぞれのニーズにあった予防方法、特にモザンビークではあまり身近ではない女性コンドームの使用方法やコンドームの配布方法に関して知識の習得や情報共有が行われた¹³⁹。また、当初はポルトガル語のIEC教材を現地語(ガザ州で使用される言語)へ翻訳する予定であったが、非識字対象者(女性の非識字率は全国平均で64%¹⁴⁰)への啓発効果を考えて媒体を変更し、広告、テレビ番組及びコミュニティーラジオを通して予防メッセージを伝える方法や、人々が利用するバスにステッカーを貼るという手法が使われた。

更に、同プロジェクトは、HIV/AIDSの地方分権化の一環として、地方自治体及び学校主導の活動を支援した。思春期を迎える中学一年生の男女生徒達が、歌・ダンスコンテストを通してHIV/AIDS予防のメッセージを伝えるというエデュテイメント(教育とエンターテイメントを合わせて使った手法)による青少年への予防啓発である。11郡の男女生徒達(男子5人、女子5人で1グループを構成)はメッセージ考案やパフォーマンスを通して、他の子供達やコミュニティーはパフォーマンスの視聴を通して、そして教員や親は、子供達が活動に携わるプロセスを通して、エイズ予防について考える機会を得ることができ、この啓発活動は直接及び間接的効果があったといえる。2013年の成功を踏まえて、同イベントは2014年も引き続き行われた¹⁴¹。

ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題

国を挙げた予防啓発、そしてドナーや国内外の市民社会の啓発活動にも関わらず、HIV感染率の減少はなかなか進んでいないのが現状である。効果的な予防をする為、政府はハイリスクグル

¹³⁶ Instituto Nacional de Saúde. 2009. Republic of Mozambique, *INSDA 2009 National Survey on Prevalence, Behavioral Risk and Information about HIV and AIDS*.

¹³⁷ JICA 「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

¹³⁸ NPCS 内にある作業部会のひとつで、活動向上のためにコンドームの技術的議論が行われる場である。

¹³⁹ JICA 「2014 年度第一四半期進捗報告書」

¹⁴⁰ WDI 2009, <http://data.worldbank.org/products/data-books/WDI-2009> (website accessed in December 2014)

¹⁴¹ 現地調査時に 2014 年コンテスト実施中。

ープ¹⁴²に対してドナーやパートナーと共に包括的に取り組んでおり、今後の効果が期待される。更に、ジェンダーの視点をういた支援が重要であり、その為には州及び郡レベルにおける性別のデータやジェンダー分析が必須である。現在、州レベル及び郡レベルにおける性別のデータ収集、及びその組織化やデータ分析はされておらず¹⁴³、具体的なデータや分析は2009年に実施された National Survey on Prevalence, Behavioral Risk Factors and Information about HIV and AIDS in Mozambique (INSIDA) に依存している。将来、州保健局や郡の保健所で収集されるデータが統合・組織化され、ジェンダー別及び年齢別に分析できるようになれば、地方レベルでニーズに応じたアプローチが出来るようになるであろう。また、国家エイズ対策委員会の理事会では女性・社会福祉省が、州レベルのコーディネーション会議では女性・福祉局がジェンダー別のデータ収集や分析、それに基づく対策を啓発する立場にある。これらの機関がどこまで啓発しているか、また、どのぐらいのキャパシティーがあるのかについて精査し、他の援助機関と共に政府のジェンダー機関を巻き込んでいくことも重要である。

更に、効果的に啓発活動を行うためには、州のエイズ対策委員会や郡のフォーカル・ポイント、草の根機関、他の援助機関と協力して、どの対象者にエイズに関する意識向上活動が行き届いていないかのギャップの分析を行い、そのギャップを埋めていくことが大きな課題である。ガザ州の場合、男性の多くが南アフリカへ出稼ぎに行き、12月から1月にかけて休暇で戻ってくる。NGO への聞き取りによると帰省を機にHIV/エイズ感染率が上昇するということだが、その調査結果や証拠が手元にない為、この証言の是非は明らかではない。12月1日のエイズデーの前後は、パレードや展示会、ラジオ番組を通じた活発な啓発活動が行われているが、出稼ぎを行っている男性は不在である。他方で、出稼ぎ労働者が帰省する期間に特に労働者向けの予防キャンペーンが行われる訳ではないようである¹⁴⁴。将来、このキャンペーンを出稼ぎ労働者が戻ってくる時期まで集中的に行う、12月末に「エデュテイメント」の機会を設けるなど、現在実施されている活動を活用することも考えられる。また、男性ネットワーク（7.ジェンダー関連の情報源 ‘HOPEM’参照）を活用して、帰省中の男性との対話を深めることも一案である。

2015年3月のプロジェクト終了に向け、このような課題は州及び郡レベルでしっかり議論され、仮にフォローアップ事業を行わないとしても、他のドナーやステークホルダーがフォローアップ支援を出来るように記録を残して情報を共有する必要がある。

¹⁴² 女性、若者/子ども、軍人・警察官、医療従事者、教員、収監者、スポーツ選手、坑夫、セックスワーカーがハイリスク集団（Most at Risk Population Groups-MARPs）。

¹⁴³ JICA モザンビーク事務所職員とのインタビューによる。

¹⁴⁴ JICA モザンビーク事務所職員とのインタビューによる。

4.5 ニアッサ州持続的・地方給水・衛生改善プロジェクト¹⁴⁵

(プロジェクト実施期間：2013年3月～2017年2月)

プロジェクトの背景とジェンダー主流化の状況

国家水利局 (DNA) の算出法¹⁴⁶によると、ニアッサ州の都市部を含む安全な水や衛生施設へのアクセスは全国平均より高いのだが、同州の人口及びコミュニティ当たりの人口は少ない為、人々のアクセスは実際より高く見積もられている可能性が高いと予測される¹⁴⁷。またこれまで大規模な給水援助プログラムで新規給水施設建設の対象にもなっていないため、給水率が低下している。更に衛生施設へのアクセスも郡によっては非常に悪く¹⁴⁸、幼児の水因性疾患による高い死亡率 (12.3%)¹⁴⁹の原因にもなっていることから、対象地域における給水及び衛生状況の改善を支援するため、プロジェクトの実施に至った。

本プロジェクトでは、「コミュニティの水衛生委員会の設立・運営支援を行う際に、女性の参画を積極的に促し、女性の水汲み時間の削減等、女性に対する不利益を減ずる方策が成されるようにする」¹⁵⁰ことを策定時に掲げている。モザンビークでは、水汲みは女性の役割と社会で理解されており、事実、Poverty and Vulnerability Survey (2006年) による1週間の活動に関する調査では、農村部では85%、都市部では70%の女性が水汲みに従事する一方、男性は農村部では15%、都市部では25%のみと報告されている¹⁵¹。女性達が水汲みに長時間を費やして、他の生計向上活動や自分の時間を失っていることを考慮すると、水汲みの時間や労働の削減、及び女性の水利用や管理に関する参画は、女性のエンパワーメントにおいて必須である。

この現実を踏まえ、初期のベースライン調査においては、対象4郡における女性の水汲みにおける水源までの距離や時間についての聞き取りが実施された。本調査では、乾季と雨季の水汲みにかかる時間の違いや、一般的家庭の1日の利用量を入手する為にかかる時間なども積算されている。更に季節による水因性疾患や下痢予防方法に関する聞き取りも行い、将来的に、給水及び衛生改善と子供の水因性疾患の減少により、患者達の世界を担う女性の労働軽減にも繋がる事が期待されている。

ジェンダー主流化の強化に向けた教訓及び課題

プロジェクト形成にあたり、女性の水汲みに費やす時間や重労働の軽減、あるいは衛生や健康管理において女性が役割を持つ域内 (例えば家族の疾患に関するケア) について掘り下げた調査がされており、プロジェクトがジェンダー視点をもって案件形成に取り組んだことは前述の通りである。

¹⁴⁵ JICA 関係者との協議の結果、本プロジェクトに関しては時間の制約の為、現地調査は実施されず、文献レビュー及びインタビューに基づいている。

¹⁴⁶ DNAの算出法では、1給水施設あたりの給水人口を500人として機械的に給水率を算出している。

¹⁴⁷ JICA (2012) 「ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書」/同報告書によると、州毎の給水率 (2008年) は、ニアッサ州では69.8%と全国平均の50.9%を高く上回っている。

¹⁴⁸ Majune 郡、Muembe 郡、Mavago 郡、Mandimba 郡の4郡が対象。

¹⁴⁹ JICA (2012) 「ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト 詳細計画策定調査報告書」

¹⁵⁰ *ibid.*

¹⁵¹ Tvedten, Inge. *World Development Report 2012- Gender Equality and Development Background Paper. Mozambique Country Case Study: Gender Equality and Development. 2011.*

調査は、かなり広い範囲を詳細にカバーしており、これ以上質問を増やす事には懸念もあるが、可能であれば更に社会面におけるジェンダー状況を把握できる質問を加えてはどうかと考える。例えば、女性の水汲み道における安全性（例：途中で性暴力を受ける）や学校のトイレ利用可能度（有無及びコンディション）と登校拒否や中途退学の関連が挙げられる。

維持管理者あるいはPEC啓発者（Activista）としての女性の状況に関しては、どの程度女性が参画しているのかについて報告書ではあまり触れられていない。Activistaはローカルレベルで選出されるとのことだが、もし、通常男性が選出されるのであれば、男性と女性を1人ずつ選出することで女性へのアウトリーチがより効果的になることも考えられる。本調査の時点では、プロジェクト開始から1年半しか経っていない為、時期尚早かもしれないが、今後、なぜ女性の水維持管理者及びPEC啓発者（Activista）としての役割が重要なのか、女性が参画しにくいのであればそれはなぜなのか、どのように役割や啓発方法を向上していけるか、などのジェンダー分析を行うことは非常に大切である。そして、分析を元に改善をすることにより、女性のニーズにあった給水システム構築、そしてユーザーとしてだけでなく、管理者としての女性のエンパワーメントの確立が出来るのではないかとと思われる。また、PECコンサルタントの委嘱事項（Terms of Reference）に、ジェンダー視点をもつことの重要性を記述し、ジェンダー研修を行うことで、コンサルタントの女性の住民に対する接し方が変わり、また啓発活動を行う際に女性のニーズにあった活動にしていけることが可能になる。

5. 国際機関・その他機関の主なジェンダー関連援助事業

支援分野	実施機関名	概要
ジェンダー全般		
国家プログラムにおけるジェンダー主流化支援	UNFPA	国家政策やプログラムにおけるジェンダー主流化及びGBV対応の為にステークホルダー（国家機関、サービスプロバイダー）の能力強化及び技術支援
経済活動における女性及びジェンダー平等化支援	UNFPA	性・リプロダクティブ・ヘルスに関する知識、ライフスキル、及び行動変化コンポーネントを組み合わせたユース対象の生計向上支援；女性の土地やマイクロファイナンスへのアクセスの支援
Duty bearer（履行義務の所持者）とRights holders（権利所有者）のコミュニケーション・アドボカシー・参加能力強化	UNICEF	思春期の女兒を暴力、性的虐待及びHIV/AIDSの影響から保護すると共に子供や若者が意思決定参加、情報にアクセス出来るよう、Duty bearerとRights holdersの能力強化の支援
ジェンダー平等や女性の権利	UN Women	ジェンダー平等や女性の権利に関する政府に対する政策提言やテクニカルサポート（Beijing +20レポート、CEDAWレポートなど）、カウンターパートの能力強化、アドボカシー（NGOとのパートナーシップを通じたジェンダー平等のアドボカシー）
女性に対する暴力の根絶	UN Women	女性に対する暴力を根絶するための啓発やソーシャルモビライゼーション（地域ぐるみの活動）、被害者に対する支援サービス
ジェンダー予算策定	UN Women	ジェンダー平等に配慮し、透明性のある政府計画・予算策定（中央及び地方）に関する技術支援や提言；市民団体やアカデミアとのパートナーシップ構築
ジェンダーに基づいた暴力（GBV）	USAID	GBVの政策実施向上、効果的防止及び被害者サポートサービス向上への支援：アドボカシーやGBV防止に男性をステークホルダーとして巻き込んだアプローチの取り入れ
女性の政治参画と意思決定（予定）	USAID	女性のリーダーシップ研修を通して女性のエンパワメント向上を支援
保健医療		
ユースの健康における行動変化	USAID	早婚に対する態度及びHIV/AIDSに関する行動変化を目指した支援
リプロダクティブヘルス・HIV/AIDS予防におけるDuty Bearer及びRights Holderへの能力・システム、実施強化支援	UNFPA	リプロダクティブ・ヘルス及びHIV/AIDSにおける権利やジェンダー平等に関する様々なステークホルダーの知識や能力強化、及び政策対話支援；ジェンダーセンシティブ且つ統合的な保健医療サービス強化支援；リプロダクティブ・ヘルス・HIV/AIDSにおけるコミュニティー参加型リスク軽減支援
教育		
初等・中等教育における孤児及び脆弱な子供達（OVC）の適応年齢就学・終了支援	USAID	学校やPTAに対するGBV対応、早婚やティーンエイジャー妊娠のリスク、子供の権利に関する知識向上研修；女兒及びOVCの為に学校ブロック助成金に関する研修支援
基礎教育における支援	UNICEF	教育の質向上、教師の能力強化、子供に優しい学校環境作り、ユースのHIV/AIDS感染や女兒に対する暴力予防に関するライフスキル活動を含む支援
経済・雇用		
女性農業従事者への支援	USAID	女性所有のアグロビジネスや観光業、女性所有アグロプロセッサーへの助成金や技術支援
女性及びユース対象の就業準備支援	USAID	市場の需要にあった技術習得を通じた就業・インターンシップ準備支援、スカシップの半数は女性対象を目標としている

6. モザンビークにおけるジェンダー課題とジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点

6.1 地域文化に対応したジェンダー平等への配慮

上記において幾度か強調されているように、モザンビークの特徴の一つに北部・中部・南部という地域毎に異なる伝統文化や経済発展状況が存在する。事業実施にあたり、常に対象地域におけるジェンダー分析を実施し、地域に対応したジェンダー主流化を行っていくことが重要である。また、経済発展が目覚ましいモザンビークでは、急激に変化が起きていることに留意する必要がある。北部において、保守的文化や厳しい経済状況が女性の進出の障壁となってきたことは前述の通りだが、近年は、ナカラ回廊の開発により、経済構造や雇用のニーズに変化が出ている。このような経済の分岐点において、女性の社会・経済参加の機会が増えるかどうかは、政府を始めとした様々なステークホルダーがどのように女性を巻き込んでいくか、人々のジェンダーに対する考え方がどのように変化していくかにかかっている。まず、政府レベルにおいてジェンダー主流化を加速化させると同時に、各々のステークホルダーが意識的にジェンダー視点を持って、活動に取り組む必要がある。その為には、女性の社会・経済参画が女性だけでなく、家庭、コミュニティ、そして地域の生活向上に結びついているということが男女に理解されなくてはならない。また一人一人が開発や生活向上に貢献しているという意識向上に繋がる環境作りをしていく必要がある。他方で、経済発展による社会的影響も予測される。たとえば、人口の流入により、これまでの北部とは異なる文化や考え方の流入、過去には低かった女性のHIV感染率増加も考えられるが、経済発展を機に、識字や教育への機会が増える可能性もある。様々な変化を目の前に、南部における経験を活かしつつ、北部文化に適したアプローチを適用することにより、ジェンダー関係におけるマインドシフト（考え方を変えていくこと）に取り組んでいく必要がある。

南部では、男性の不在により益々女性の社会・経済への参加が期待される一方で、女性への過重労働やエイズ感染に歯止めをかけることは、女性の健康の権利を守るためには急務である。また、女性は男性不在時に積極的であっても、男性が祖国にいる際に意思決定に参画出来ないのであれば、持続的なジェンダー関係が構築されたとは言えない。更にこれらの地域差に加え、都市部と農村部でも慣習や考え方、貧困状況が全く異なり、女性の置かれた状況や環境においても差がある。

上述の社会・文化的要因、経済発展状況、歴史的背景を把握し、その地域の環境に応じたジェンダーアプローチをとることで事業がどのような効果をあげ、目標を達成できるのかを考慮することは、これから益々重要になってくると思われる。

6.2 女性の意思決定参加とエンパワーメント-政治レベルと非政治レベル間のギャップ

モザンビークの非常に高い政治参画率の裏には、政治レベルでは見えない女性の厳しい状況が存在することは前述の通りである。貧困ライン以下で生活をしている女性が57.8%（男性は53.9%¹⁵²）であり、教育を受ける機会も識字率も男性とは未だにかなりの格差がある。「家庭内暴力はやむを得ない」と考える男女が多いという事実を表されているように家庭レベルの女性の意思決定権は非常に小さい。

非政治面（家庭、コミュニティ、社会）で脆弱な状態にある女性の社会・経済環境を改善し、意思決定参画を向上させるには、すでに意思決定機構や草の根でリーダーシップをとっている女性の協力支援、そして男性の理解が必須である。モザンビークでは、1995年以降、ジェンダー平等・主流化に向けた政策策定や法整備の面で大きく躍進した。しかし、政策はなかなか実行に移せていない。女性の環境や状況を変えるためには、女性リーダー達の協力を得てこれらの政策の実施を加速化させることが急務である。この加速化を可能にするためには、様々なセクターにおける政府レベルの能力強化やシステム作り、そして受益者の知識向上や参加の機会の増加を強化していく必要がある。また、女性への資金アクセスやビジネス環境が改善してきた今、女性起業家の育成や民間セクターにおける女性の参画に門戸を開き、更に支援していくことで政治部門以外でも、女性が進出出来る可能性が広がる。

更に政策実施、女性のビジネス参加のいずれにおいても、男性からの理解を得ることは必須である。近年、女性の権利やエンパワーメントにおいて男性が積極的に参加する重要性が、グローバルレベルで見直されてきている。モザンビークでも男性を巻き込んだ活動や啓発が行われており、女性・社会福祉省も、市民社会団体とパートナーシップを結んでこのような動きの効果に期待を寄せている。ProSAVANA-PEMのモデル1においても夫婦を一単位としたジェンダー関係向上の取り組みが、ポジティブな成果を見せていることは前述の通りである。非政治レベルにおける女性の意思決定への参画向上は、セクターを超えた様々なレベル（家庭、コミュニティ、社会）における介在と啓発が、必要且つ可能であり、どの援助事業においても常に女性の参画を可能にする視点を持つことで、すべてのレベルにおける意思決定参画向上に貢献出来ると思われる。

¹⁵² Republic of Mozambique. 2014.

6.3 JICAの対モザンビーク援助枠組みにおけるジェンダー主流化

本ジェンダー情報整備調査において対象となった、5件のJICAプロジェクトは、「ジェンダー平等」の考えを表に出したプロジェクトではない為、プロジェクト詳細計画策定調査報告書におけるジェンダー視点やアプローチに関する記載は限られているものの、各プロジェクトとも実施においてはジェンダー視点を持って取り組んでいることがわかった（視点や実施の程度はプロジェクトによって異なる為、各々のプロジェクト項目を参照）。しかし、更に効果的にジェンダー主流化を図るには、プロジェクトサイクル（案件形成、実施、モニタリング、評価）のすべての段階でジェンダー視点を持って取り組むことが必須である。特に女性の従事率が高い農業、ジェンダー格差のある教育、リプロダクティブ・ヘルスを含む保健、水汲みや衛生管理において女性が重要な役割を果たす水資源セクターに関して、重点的な取り組みを行うべきである。その為には、案件形成の時点でジェンダー分析を行い、事業がどのようにジェンダー関係に影響をもたらし、ジェンダー平等の達成に貢献出来るのかを明確にすること、そして関連省庁のジェンダー・フォーカルポイントを巻き込んでいくことが重要である。このような考え方を、プロジェクトの策定時に明確にすることで、モニタリング及び評価でも、進捗状況や効果を評価することができる。

また、様々な省庁（国家レベル・州レベル）をカウンターパートにしたプロジェクトの実施において、関連省庁のジェンダー・フォーカルポイントを積極的に巻き込んでいく努力が必要である。プロジェクトの専門知識はないかもしれないが、チームには見えなかったジェンダー視点や意見を取り入れるという利点があると考えられる。またフォーカル・ポイントが省内や女性・社会福祉省主導のコーディネーション会議においてJICA事業のジェンダー主流化に関する情報を共有及び普及することが出来れば、ジェンダー主流化における政策と実施レベルの繋がりを創出することができると思われる。しかし、これらのユニットやフォーカル・ポイントを通したジェンダー主流化は必ずしも機能している訳ではない。フォーカル・ポイントのジェンダーに関する知識不足や省庁内における発言力なさ、及び予算不足は、様々なジェンダー調査報告書で指摘されている他、女性局担当者も同様の視点をとっている。また、策定されたセクター毎のジェンダー政策と現場レベルにおける実施の連携が取れていないことや、情報不足があると考えられる。更に関係機関もフォーカル・ポイントをプロジェクトに参画させることは稀のようである。

現在のJICAの対モザンビーク援助の枠組みにおいては、このようなユニットやフォーカル・ポイントの能力強化を支援する計画はない。しかし、フォーカル・ポイントを巻き込み、発言の場を与えたり、管理職と話し合いをする際にフォーカル・ポイントの役割を強調することでカウンターパート省庁のジェンダー主流化の意識化に繋がるのではないかと考える。また、ジェンダー関連の援助機関とパートナーシップを高めることでフォーカル・ポイントの能力強化に関する協力（例えばジェンダー知識向上やジェンダー分析の研修の枠に参加させてもらうなど）を得られる可能性もある。

7. ジェンダー関連の情報源

7.1 関連機関／組織リスト

組織	活動	連絡先
政府組織・アカデミア		
女性・社会福祉省 (Ministry for Women and Social Action) 2015年1月よりジェンダー・子供・社会福祉省	ジェンダー政策のアドバイス、ジェンダー主流化のファシリテーション、女性市民団体との窓口、女性、子供及び高齢者の為の保護システム作り	Ave. Ahmed Sekou Touré, Maputo
国家女性地位向上カウンスル (National Councils for the Advancement of Women)	政府のジェンダー政策が政府の計画やプログラムにおいて実施されているかの啓発やモニタリング	Ave. Ahmed Sekou Touré, Maputo
Eduardo Mondlane University (UEM) Gender Issues Coordination Centre	女性・社会福祉省と協力してジェンダー計画・予算に関するコースの開催	Ave. do Zimbábwe, Maputo
国際機関		
UN Women	女性に対する暴力の根絶、HIV/AIDSと女性、ジェンダーを考慮した予算、ジェンダーと援助効果、ジェンダーと災害の分野における政策提言、政策実施支援及びアドボカシー	Rua José Craveirinha, 237 Maputo
UNFPA	リプロダクティブ・ヘルス・HIV/AIDS 予防及びリスク軽減への支援、ジェンダーセンシティブな保健医療サービス強化支援、ジェンダー主流化一般	Avenida Julius Nyerere 1419 Maputo
UNICEF	基礎教育、児童保護、水と衛生、健康と栄養	Ave do Zimbabwe, 1440 Maputo,
UNDP	環境とエネルギー、貧困削減と経済開発、防災と気候変動、人権、ガバナンス、女性エンパワーメント、HIV/AIDSなどの分野における政策提言、能力強化及び技術支援	Kenneth Kaunda Av, N. 931, Maputo
ドナー (二国間)		
USAID	ガバナンス、経済成長、教育と職業訓練を通じた雇用促進、保健医療 (分野内でジェンダー主流化)	JAT Complex, Rua 1231, Nr. 41 Bairro Central, Maputo
NORAD	エネルギー、石油開発、気候変動、漁業 (分野内でジェンダー主流化や調査)	Ruseløkkveien 26 0251 Oslo, Norway email: postmottak@norad.no
SIDA	デモクラシーと人権 (ジェンダー平等)、農業、インフラ、調査と高等教育	Valhallavägen 199 105 25 Stockholm Sweden sida@sida.se
NGOS		
Forum Mulher	女性に対する暴力、性とリプロダクティブ・ヘルスの権利、及び女性の権利の分野で活動する団体から構成されるネットワーク組織	Rua Vila Namuali No 246 Bairro da Malhangalene Maputo
WLSA (Women and Law in Southern Africa)	女性の社会経済、政治、法的平等に向けた法律や慣習の変革の為の調査及びアドボカシー活動	Rua Padre António Vieira nº 68, Maputo
OMM	FRELIMO党の女性ウィングとして創設された。その後の活動は、女性の権利、エンパワーメント、リプロダクティブ・ヘルスなどに関するアドボカシー	Bairo da Sommerchild, Rua Pereira do Lago, nº147-2º Andar, Maputo
HOPEM (The Men for Change Network)	男性、女性、及び子供の人権保護の為に差別的考え方や慣習、男らしさという考え方に疑問を問ひかけ、ジェンダー関係におけるポジティブな男性の参加を呼びかけるネットワーク	Vila Namwali No 296 G/Floor, Malhangalene, Maputo

7.2 関連資料および文献リスト

文献名	著者	出版社・情報源	発行年
教育			
Education Strategic Plan 2012-2016	Ministry of Education	Ministry of Education	2012
Estratégia de Alfabetização e Educação de Adultos em Moçambique	Council of Ministers	Council of Ministers	2011
SADC Gender Protocol 2014 Barometer Chapter 3	Gender Links	Gender Links	2014
保健医療			
Strategic Plan of the Health Sector (PESS2014-19)	Ministry of Health	Ministry of Health	2013
National Strategic HIV/AIDS Response Plan 2010-2014	Council of Ministers	Council of Ministers	N/A
National Survey on Prevalence, Behavioral Risks and Information about HIV and AIDS (INSIDA)	National Institute of Health	National Institute of Health	2009
SADC Gender Protocol 2014 Barometer Chapter 6	Gender Links	Gender Links	2014
農業			
Strategic Plan for the Development of Agriculture Sector (PEDSA 2011-2020)	Ministry of Agriculture	Ministry of Agriculture	2010
Gender Strategy for the Agriculture Sector	Ministry of Agriculture	Ministry of Agriculture	2005
Gender-Aware Approaches in Agriculture Programme- Mozambique Country Report	SIDA	SIDA	2010
ジェンダー・社会一般			
Mozambique National Report on the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	United Nations	United Nations	2005
Shadow Report- Stage of implementation of the CEDAW in Mozambique	9 NGOs in Mozambique ¹⁵³	N/A	2007
Law on Domestic Violence	Republic of Mozambique	Republic of Mozambique	2009
Gender Policy and Its Implementation Strategy	Republic of Mozambique	Republic of Mozambique	2006
Beijing +20: Mozambique Report on the Implementation of the Declaration and Platform of Action	Ministry of Women and Social Action	Ministry of Women and Social Action	2014
World Development Report 2012 Gender Equality and Development Background Paper	Tvedten, Inge	World Bank	2011

¹⁵³ *AMCS, AMMCJ, AMRU, ANSA, COMUTRA, LDH, MULEIDE, Rede CAME, WLSA Mozambique.

8. 用語・指標解説

用語説明

用語	説明
女性コーカス	女性党员や議員の有志が集まって話し合う非公式の集会。
エンパワーメント	エンパワーメントとは、人々が自分たちの生活に関してコントロールをもっていることである。目標の遂行及び価値観に基づいて生きることができ、独立していて、個人及び集団で選択をしたり決定することができること。
ジェンダー	生物学的な性別（SEX）ではなく、社会的・文化的に形成された性別のこと。
ジェンダー主流化	あらゆる分野での「ジェンダー平等」を達成するための手段。
ジェンダー予算	国あるいは地方自治体の総予算、あるいは特定省庁予算をジェンダー平等の観点から分析し、各政策の影響が公平にいきわたるよう、政策の変更や予算の再配分を行うこと。
ナショナル・マシナリー	女性の地位向上のための国内本部機構は政府内部の中心的な政策調整単位である。その主要な任務は政府全体にわたってジェンダー平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置くことへの支援である。
リプロダクティブ・ヘルス	人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病・障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。つまり、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味する。さらに安全で効果的、安価で利用しやすい避妊法についての情報やサービスを入手することが含まれる。

指標説明

指標	説明
経口補水療法	下痢症により引き起こされる脱水に対して、口頭から補液を行う療法。医療知識を持たない人でも簡単に実行できる身近な方法。
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値。
5歳未満児死亡率	出生時から5歳になる日までに死亡する確率。出生1,000人当たりの死亡数で表す。
ジェンダーエンパワーメント測定	女性の潜在能力ではなく機会に焦点を当て、国会議席における女性占有率、管理職と専門職・技術職における女性の割合、そして男女の推定勤労所得の4つの変数から算出される。
ジェンダー開発指標	人間開発指標と同様の3つの指標（健康、教育、生活水準）に対し、男女の格差にペナルティーを科す方法で調整し、算出される指標。
ジェンダー不平等指標	リプロダクティブ・ヘルス、エンパワーメントと雇用機会の3分野における男女の格差を表す指標。
ジニ係数	所得格差の指標の1つであり、社会を構成する人々の所得がどの人も等しいときにゼロ、ある1人の人に所得が集中する場合に1の値をとり、その値が低いほど所得格差が少ない。
純就学率	所定の教育段階に関する理論上の年齢集団において、その教育段階に就学する生徒あるいは学生の総計であり、その年齢集団の総人口に対する割合として表される。

指標	説明
総就学率	年齢に関わりなく所定の教育段階に就学する学生あるいは生徒の数であり、同じ教育段階に相当する公定学齢の人口に対する割合として表される。
人間開発指標（Human Development Index HDI）	平均余命と成人識字率&全教育レベルでの就学率、そして1人当たりの実質GDP（購買力平価換算値）から算出されているHDIは、人間の基本的能力の国の平均、つまり国民が長生きして <u>健康的な生活</u> を送っているか、 <u>教育</u> を受け、知識をもっているか、 <u>まともな生活水準</u> に達しているかを概観するための指標として活用されている。
乳児死亡率	出生時から1歳になる日までに死亡する確率。出生1,000人当たりの死亡数で表す。
妊産婦死亡率	年間出生数に対する、妊娠中または妊娠終了後42日未満の女性の妊娠・出産を原因とする年間死亡数の比率。出生10万に対する死亡数で表す。MDG5の目標達成度を測る指標の一つ。

9. 参考文献

英語資料

- Associação das Mulheres na Comunicação Social他8団体.2007. *Stage of implementation of the CEDAW in Mozambique (Shadow Report)*.
- CaDUP Project. 2013. 'Overview of Gender in Mozambique-Report on Women Empowerment.'
- Council of Ministers. 2011. Republic of Mozambique, *Estratégia de Alfabetização e Educação de Adultos em Moçambique*.
- Gender Links. 2014. 'SADC Gender Protocol 2014 Barometer.'
- HOPEM. 2012. *Desigualdades e Violência de Género- Base de dados de Nível Nacional*.
- Instituto Nacional de Saúde (INS), Republic of Mozambique. 2009. 'National Survey on Prevalence, Behavioral, Risks and Information about HIV/AIDS.'
- International Monetary Fund. 2014. *Third Review Under the Policy Support Instrument*.
- Lele, Dorothy. 2011. 'Building Capacity for Gender Mainstreaming of Energy Sector Cooperaton in Mozambique- Gender and Energy Assessment Report,' ETC/ENERGIA in association Nord/Sør-konsulentene.
- Ministry of Agriculture, Republic of Mozambique. 2005. *Gender Strategy in the Agriculture Sector*.
- Ministry of Agriculture, Republic of Mozambique. *Strategic Plan for the Development of Agriculture Sector (PEDSA 2011-2020)*.
- Ministry of Education, Republic of Mozambique. 2012. *Education Strategic Plan 2012-2016*.
- Ministry of Planning and Development, Republic of Mozambique. 2010. 'Report on the Millennium Development Goals Mozambique.'
- Ministry of Health, Republic of Mozambique. 2011. 'National Strategic HIV/AIDS Response Plan 2010-2014.'
- Ministry of Health, Republic of Mozambique. 2013. *Strategic Plan of the Health Sector PESS 2014-2019*.
- NORAD. 2012. 'How to support Women's Land Rights in Mozambique,' NORAD Report 3/2012 Discussion.
- ProSavana Project Team (日付不明) 、 *MODEL 1: Baseline Survey Analysis (1st Year)*.
- Republic of Mozambique. 2009. 'Law on Domestic Violence.'
- Republic of Mozambique. 2012. *Integrated Multi-Sector Mechanism for Assistance to Female Victims of Violence*.
- Republic of Mozambique. 2004. *Constitutions of the Republic of Mozambique (Revised)*.
- Republic of Mozambique. 2006. *Gender Equality Policy and its Implementation Strategy*.
- Republic of Mozambique. 2014. 'Beijing+20: Mozambique Report on the Implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action.'

- Republic of Mozambique. 2008. *Plano Nacional de Acção para Prevenção e Combate à Violência contra a Mulher*.
- Republic of Mozambique. 2009. Statement by Ms. Judite Taela, Delegation of Mozambique before the Third Committee on the Agenda Item 62: on Advancement of Women, 64th Session of the UN General Assembly.
- Republic of Mozambique. 2007. Labor Law (MOZLEGA及び Labour Arbitration Center翻訳)。
- SIDA. 2007. *A Profile on Gender Relations Update 2006-Towards Gender Equality in Mozambique*.
- SIDA. 2010. *Gender Aware Approaches in Agriculture Programmes-Mozambique Country report, 2010*.
- Tvedten, Inge. 2011. *World Development Report 2012 Gender Equality and Development Background Paper*. World Bank.
- Tvedten, Inge, Paulo, Margarida and Montserrat, Georgina. 2008. ‘Gender Policies and Feminisation of Poverty in Mozambique,’ CMI.
- Tvedten, Inge, Paulo, Margarida and Tuominen, Minna. 2009. “If men and women were equal, we would all simply be people”- *Gender and Poverty in Northern Mozambique*, CMI.
- United Nations. 2005. *CEDAW Combined Initial and Second Periodic Reports of States Parties-Mozambique*.
- United Nations Economic Commission for Africa. 2013. *Recent Trends in National Mechanisms for Gender Equality in Africa*.
- UNDP. 2007. *Human Development Report 2007/2008*.
- UNDP. 2014. *Human Development Report 2014*.
- UNFPA (日付不明) 、 ‘Final Country Programme Document for Mozambique 2012-2015.’
- UNICEF. 2011. *Mozambique Country Programme Document 2012-2015*.
- UN Women. 2009. ‘Advancing Gender Equality and Women’s Empowerment in the Context of Direct Budget Support in Mozambique.’
- UN Women. 2013. *No title, May 2012 to April 2013 (Report)*.
- USAID. 2014. *Gender Assessment 2014*.
- USAID. 2014. *Country Development Cooperation Strategy (2014-2018)*.
- USAID. 2014. *Mozambique SPEED, Gender Integration Report*.
- USAID. 2011. *USAID Country Profile, Property Rights and Resource Governance, Mozambique*.
- World Bank. 2012. ‘Country Partnership Strategy FY12-15 for the Republic of Mozambique.’
- World Economic Forum. 2014. ‘Insight Report-The Global Gender Gap Report 2013.’
- World Health Organization. 2014. ‘World Health Statistics Part III Global Health Indicators.’

日本語資料

- ・ JICA (2013) 「モザンビーク共和国におけるJICA事業の概要」 国際協力機構
- ・ JICA (2014) 「ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト業務進捗報告書」 国際協力機構、NTCインターナショナル株式会社、アイシーネット株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツ
- ・ JICA (2013) 「ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト ProSavana-PD事前事業評価表」 国際協力機構
- ・ JICA (2010) 「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト事前事業評価表」 国際協力機構
- ・ JICA (2013) 「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクトプロジェクト業務進捗報告書」 国際協力機構、株式会社アールディーアイ
- ・ JICA (2013) 「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト中間レビュー調査報告書」 国際協力機構
- ・ JICAプロジェクトチーム (2014) 「モザンビーク地域産業振興プロジェクトにおけるジェンダー配慮にかかる取組み」 国際協力機構
- ・ JICA (2012) 「モザンビーク国一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書」 国際協力機構
- ・ JICA (2014) 「モザンビーク国一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト業務進捗報告書 (2)」 国際協力機構、株式会社コーエイ総合研究所、ユニコインターナショナル株式会社
- ・ JICA (2011) 「ガサ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」 国際協力機構
- ・ JICA (2014) 「ガサ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト 2013年度第4四半期進捗報告書」 国際協力機構
- ・ JICA (2014) 「ガサ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト 2014年度第1四半期進捗報告書」 国際協力機構
- ・ JICA (2012) 「ニアッサ州持続的村落衛生改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
- ・ JICA (2013) 「ニアッサ州持続的村落衛生改善プロジェクト第一年次業務進捗報告書」 国際協力機構、日本テクノ株式会社、アイシーネット株式会社、株式会社地球システム科学

ウェブサイト資料 (最後のアクセスは2015年1月)

- ・ World Bank. World Development Indicators (<http://data.worldbank.org/indicator>)
- ・ UNICEF (<http://www.unicef.org/sowc2013/statistics.html>)
- ・ Republic of Mozambique 政府ウェブサイト (http://www.portaldogoverno.gov.mz/docs_gov/estrategia/saude/)
- ・ 女性・社会福祉省ウェブサイト (<http://www.mmas.gov.mz>)